

令和2年第2回那須烏山市議会3月定例会（第1日）

令和2年2月25日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 6時18分

◎出席議員（17名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	6番	村上進一
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋井由放
13番	久保居光一郎	14番	沼田邦彦
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	平塚英教		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	高濱裕子
総合政策課長	石川浩
まちづくり課長	佐藤博樹
総務課長	福田守
税務課長	澤村誠一
市民課長	皆川康代
福祉事務所長兼健康福祉課長	水上和明
こども課長	川俣謙一
農政課長	大鐘智夫
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	小田倉浩

上下水道課長

佐藤光明

学校教育課長

神野久志

生涯学習課長

菊池義夫

◎事務局職員出席者

事務局長

大谷啓夫

書記

菊地静夫

書記

藤田真弓

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 4 議案第16号 那須烏山市予防接種健康被害調査委員会設置及び運営条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第17号 任命等対象者における学識経験者等の見直しに伴う関係条例の整備について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第18号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第19号 那須烏山市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第20号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第21号 那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第22号 那須烏山市債権管理条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第11 議案第31号 那須烏山市営住宅設置及び管理条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第12 議案第23号 那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第13 議案第24号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第14 議案第25号 那須烏山市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第15 議案第26号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第16 議案第27号 那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第17 議案第28号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部改正について（市長提出）

- 日程 第18 議案第29号 那須烏山市道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第19 議案第30号 那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第20 議案第 9号 令和元年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について（市長提出）
- 日程 第21 議案第10号 令和元年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第22 議案第11号 令和元年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第23 議案第12号 令和元年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第24 議案第13号 令和元年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第25 議案第14号 令和元年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第26 議案第15号 令和元年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第4号）について（市長提出）
- 日程 第27 議案第 1号 令和2年度那須烏山市一般会計予算について（市長提出）
- 日程 第28 議案第 2号 令和2年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第29 議案第 3号 令和2年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第30 議案第 4号 令和2年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第31 議案第 5号 令和2年度那須烏山市介護保険特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第32 議案第 6号 令和2年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第33 議案第 7号 令和2年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について（市長提出）

日程 第34 議案第 8号 令和2年度那須烏山市水道事業会計について（市長提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（沼田邦彦） おはようございます。傍聴席の皆様方には、早朝よりお集まりいただきましてありがとうございます。マスク着用の御協力をいただきまして、ありがとうございます。

ただいま出席している議員は17名です。定足数に達しておりますので、令和2年第2回那須烏山市議会3月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る2月18日に議会運営委員会を開き、その決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願いいたします。

◎市長挨拶

○議長（沼田邦彦） ここで、市長の挨拶とあわせ、施政方針の説明を求めます。

川俣市長。

[市長 川俣純子 登壇 挨拶]

○市長（川俣純子） おはようございます。令和2年第2回那須烏山市議会定例会を招集したところ、議員各位におかれましては御参集を賜り、御礼申し上げます。

本定例会におきまして、令和2年度当初予算案を初めとする諸議案の御審議をお願いするに当たり、令和2年度の市政運営につきまして、所信の一端と重要事項等の概要を述べさせていただきます。

中国武漢市から始まった新型コロナウイルス感染症が、日本やアジア各地、世界各国で確認され、患者数、死亡者数等の感染拡大が懸念されております。我が国において、国民の生命と健康を守るため、水際対策、国内感染対策、都道府県や市町村との連携を図った相談体制、検査体制などの対策が講じられておりますが、栃木県内にも感染者が出て、治療を受けています。それを受け、議会でもマスク着用に議員の皆様にも御協力いただき、まことにありがとうございます。新型コロナウイルスの感染拡大の終息・沈静化を願っております。

私が那須烏山市の市政運営を担わせていただき、2年4カ月が経過しようとしております。本市を取り巻く情勢は、急激な人口減少、顕著な少子高齢化、財政状況の変化、新庁舎整備による本庁方式への移行や老朽化した公共施設の適正な維持管理など、その対応を含め、課題が山積している状況でございます。

将来にわたって、誰もが笑顔をもって住みなれた地域で潤いと安らぎを持って安心安全な生活を営んでいただけるよう、若い世代が安心して子供を産み育て、未来の担い手が夢と希望を持って健やかに成長し、みずからの夢に向かって頑張ることができるよう、リーダーとして先頭に立ち、本市の未来を見据えた将来ビジョンを市民にしっかりお示ししながら、信頼される市政運営をしてまいりたいと考えております。

本市の財政状況につきまして、高率で推移している経済収支比率や、恒常的な自主財源比率の低さから、財政の硬直化に直面しております。歳入につきましては、主な財源である普通交付税の合併算定替の縮減が5年目となり、財源の確保に苦心している状況であります。また、歳出につきましては、限りある予算の中で、介護保険や後期高齢者医療など、高齢者福祉等に関する社会保障費の増加や、老朽化が著しい公共施設の長寿命化や再編、統廃合、さらには台風19号を教訓とした防災・減災対策の強化等を図っていく必要があります。

令和2年度当初予算の規模でございますが、一般会計109億8,000万円、特別会計71億5,453万円、水道事業会計11億7,529万円、総額では、前年度当初予算に対して2.8%増の193億982万3,000円を計上いたしました。

では、令和2年度における重要事項等について申し上げます。

昨年は、台風19号の襲来に伴う大小河川の氾濫により、住宅等の床上・床下浸水、水道施設の冠水等による断水、農地・農漁業用施設の浸水や損壊など、甚大な被害を受けました。災害ごみの処分等に当たりましては、多くのボランティアの方々の協力を得ながら分別収集することができ、現在、処分を進めているところでございます。また、多くの議員の皆様にも御協力いただいたところであります。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。引き続き、被災された方々の生活再建や被災箇所の復旧・復興に最大限の努力を傾注してまいります。

今回の教訓を踏まえ、水道施設の浸水防止対策を講じるとともに、地元自治会との協力連携のもと、発災時におけるわかりやすい情報伝達やスムーズな避難所設営等を図れるよう、備えてまいりたいと思います。また、現在、未策定となっている国土強靱化地域計画を新年度に策定することとしております。国土強靱化地域計画は、被災箇所の復旧・復興を行う事後対策ではなく、最悪の事態を念頭に、リスクシナリオの策定、脆弱性分析、評価・課題の検討、リスクへの対応を行っていくというもので、異常気象の常態化が懸念される今日、その必要性は増すばかりでございます。災害に負けないまちづくりを進めてまいります。

ことは、オリンピック・パラリンピックが開催されます。3月29日には、東京2020オリンピック聖火リレーが烏山高校前をスタートし、市役所烏山庁舎、山あげ会館、JR烏山駅までのコースで予定されております。本市からは、ニュースポーツ「シャッフルボード」代表の菊池正一さん、また、那珂川町の103歳の箱石さんが聖火ランナーとして走ら

れる予定でございます。福島県からスタートした聖火リレーの最初の日曜日に、JR烏山駅前の多目的広場において、聖火を祝うイベント「セレブレーション」や、山あげ会館でのユネスコ無形文化遺産「烏山の山あげ行事」関連イベントが開催されます。記憶に残るすばらしい聖火リレーとなるよう、大いに盛り上げて、市民に元気と笑顔を与え、災害復興の象徴となるようなイベントにしていきたいと思います。

また、令和2年度は、第2期那須烏山市まち・ひと・しごと創生総合戦略がスタートいたします。本市における交流人口や関係人口の増加を図る施策の1つとして、JR烏山線の利用向上等を図りながら、都市と農村との交流を柱に事業を展開してまいりたいと考えております。それぞれの地域において、活動されている市民の皆様が活躍しながら、本市の関係人口の増加を図って、地域振興の仕組みづくりに着手してまいりたいと考えております。

繰越事業になりますが、地方創生拠点整備交付金を活用し、龍門ふるさと民芸館の改修を行い、地元農産物等の特産品の販売や、地元食材を使用したメニューを提供するイートスペースの設置など、地産地消を図る観光の拠点施設として再整備することとしております。

今年度を振り返りますと、地元NPO団体が主体となって、朝市の定期開催や、宇都宮大学の地域プロジェクトと烏山高校の烏山学との連携した山あげ会館「山あげコモンズ」の設置など、若い力が育ち始め、市のにぎわい創出に新たな活動が生まれております。そういった活動を大切にしながら、官民学協働による活力に満ちたまちづくりを進めてまいりたいと思います。

令和2年度は、コンパクトシティの形成に欠かせない公共交通施策の指針となる地域公共交通網形成計画を策定することとしております。市民の暮らしを支える生活の足として、デマンド交通のみならず、さまざまな公共交通手段について、合理的かつ効果的なネットワークを検討しながら、相乗効果を得られるよう策定作業を進めてまいりたいと思います。

次に、分野別施策について、第2次総合計画基本目標の順に、新規事業、拡充事業を予算概要より抜粋して申し上げたいと思います。

まず、基本目標1「安心できる子育てと健康な暮らしを支え合うまちづくり」では、つくし幼稚園と浸水想定区域内に設置されているにこにこ保育園を統合し、新たに認定こども園を整備するため、調査設計を行い、市内保育環境のさらなる充実を図る認定こども園施設整備費を計上いたしました。また、市内の保育需要に対応するため、民間小規模保育事業所の整備に対する支援を行い、0歳児から2歳児の受け入れ枠を拡充し、市内保育環境のさらなる充実を図る保育所等施設整備支援事業費を拡充いたしました。

次に、基本目標2「夢を持ち、夢の実現に向けて歩む力をはぐくむまちづくり」では、宇都宮大学と連携し、宇都宮大学生を講師として各中学校で部活動及び英語学習のサポート事業を実施し、文武両道教育及び英語ビレッジ構想のさらなる進展を図る中学生部活動・学習サポー

ト事業を創設いたしました。また、新学習指導要領対応デジタル教科書等導入事業により、新学習指導要領全面実施に対応した教員用指導書やデジタル教科書を導入し、さらなる学力の向上と、教育環境の充実を図るものとしております。

次に、基本目標3「地域資源の魅力創出と産業活力による賑わいあふれるまちづくり」では、防災重点ため池24カ所のハザードマップを新たに作成し、地域住民に周知を図ることで安心安全な生活環境の充実を図ることといたしました。また、特殊詐欺撃退機器設置補助事業により、特殊詐欺撃退機器の購入を助成することで、オレオレ詐欺等の不審電話や迷惑電話などを防止し、詐欺被害の撲滅を図ることとしております。

次に、基本目標4「定住を促し安全で暮らしやすいまちづくり」では、南那須地区防災行政無線にかわるサイレン吹鳴システムを構築し、火災発生時の情報伝達を速やかに行い、地域住民の安心安全や消防活動の円滑化を推進する南那須地区サイレン吹鳴システム構築事業を導入いたしました。また、台風被害を教訓に、避難所等の備蓄品を拡充するとともに、さらなる自主防災組織活動の活性化を図るため、対象地区に対し防災訓練開催支援や防災倉庫、資機材の整備を行う災害対策費を拡充いたしました。

次に、基本目標5「市民と共に築く持続可能なまちづくり」では、令和3年度のホームページのリニューアルに向けた検討を行い、タイムリーな情報の発信と市民への情報提供を通じ、交流人口の増加を推進するホームページリニューアル事業を計上いたしました。また、廃プラごみ削減対策を含め、市のキャッチフレーズを活用したエコバッグや看板等の作成、SNS等による情報発信を強化し、本市の魅力向上を図るシティプロモーション事業費を拡充いたしました。

厳しい財政の立て直しに向けた取り組みとしましては、財政健全化、次世代に継承する公共施設等の供給量の最適化及び事務事業の見直しの3項目にわたり、総合計画実施計画ヒアリング、予算裁定等の機会を捉え、方針決定や方向性を明確に示したところでございます。

財政の健全化に関しては、2年連続で110億円を下回る予算編成を行いました。令和2年度末市債残高見込額は、当初予算を大幅に下回る102億6,800万円になる見込みとなったほか、基金残高は財政調整基金や庁舎整備基金などの着実な増額により、特別会計を含め、79億円以上を確保することとしております。また、将来負担比率につきましては、平成30年度決算において初めてゼロ化を達成しております。

次世代に継承する公共施設等の供給量の適正化に関しましては、烏山地区における公民館4施設について、今後のあり方について地域と一緒に検討を進めていくこととしております。

次に、事務事業の見直しにつきましては、農業集落排水事業及び下水道事業について、令和5年度の公営企業化に向け、準備・手続に着手することにいたしました。

次に、補助金等の見直しは、団体運営費や市単独制度等の12項目については削減または廃止、事業効果が低いものや県内水準から著しく高い項目については、令和2年度中に見直しを検討することとしております。

結びになりますが、本年度はオリンピックイヤーでございますので、自分の中で金メダルをとれるよう、目標に向かって「覚悟」と「責任」と「対話」を持って、市民のための市民参加の市政運営を目指して、従来の思考や発想にとらわれることなく、市政を切り開いてまいりたいと思います。今後とも、市議会との協力・連携のもと、市民の皆様のさらなる福祉向上を図るべく、オール那須烏山の体制により、令和の時代にふさわしい那須烏山市を創造してまいりたいと思っております。改めまして、議員各位、市民の皆様に御理解、御協力と御支援を賜りますようお願い申し上げます、また、上程いたします諸議案の御審議を賜り、御可決いただきますよう重ねてお願い申し上げます、新年度の市政運営における所信の一端と重要事項等の概要の説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（沼田邦彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

7番 矢板清枝議員

8番 滝口貴史議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（沼田邦彦） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から3月11日までの16日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので御協力願います。

◎日程第3 議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（沼田邦彦） 日程第3 議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第32号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を聞き、候補者を法務大臣に推薦することとなっております。

本案は、現在、人権擁護委員であります滝原一夫氏及び鈴木善雄氏が令和2年6月30日をもって任期満了となりますことから、後任の人権擁護委員として、引き続き滝原一夫氏と鈴木善雄氏を推薦したく提案するものであります。

滝原一夫氏は、平成26年7月1日から2期6年間にわたり、人権擁護と人権思想の普及推進に邁進され、宇都宮人権擁護委員協議会では常務委員会に所属していたほか、那須烏山市人権擁護委員部会長を務められております。

また、鈴木善雄氏は、平成29年7月1日から1期3年間にわたり、人権擁護と人権思想の普及に邁進され、宇都宮人権擁護委員協議会では、子ども人権委員会に所属するほか、同会の監事も務められております。

両氏とも地域住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任者でありますので、引き続き人権擁護委員として御期待申し上げます。

何とぞ御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第16号 那須烏山市予防接種健康被害調査委員会設置及び運営
条例の制定について

○議長（沼田邦彦） 日程第4 議案第16号 那須烏山市予防接種健康被害調査委員会設置及び運営条例の制定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第16号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法が一部改正され、会計年度任用職員制度の導入及び非常勤特別職の要件の厳格化に伴い、規則で定められていた非常勤特別職である予防接種健康被害調査委員について、条例により改めて定めるものであります。

詳細につきましては、こども課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 命によりまして、詳細説明を申し上げます。

これまで市で実施する予防接種に関連して発生した健康被害につきましては、那須烏山市予防接種健康被害調査委員会設置及び運営規則に基づき任命された委員をもって、その原因及び責任の所在を調査し、予防接種法第15条から第17条の規定に基づく給付及びその他必要な措置について審議しておりました。

しかし、平成29年に臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することを目的とし

た地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、会計年度任用職員制度の創設と、それに伴う非常勤特別職等の任用要件の厳格化及び任用根拠の適正化を図るべきとの改正がなされました。このことから、これまで規則によって調査委員を非常勤特別職へ任用してきたものを、任用根拠の適正化を図るため、既存規則の条例化を行うものであります。

さらに、非常勤特別職は専門的な知識・経験等に基づく助言、調査、診断等を行うものに限定されるとの要件の厳格化を受け、委員組織に当たっては、専門性を求める旨の文言を追加しております。

それでは、条例の内容について説明いたします。

本条例は、11条から成る条例でございます。

第1条は、趣旨でございます。先ほどの市長提案理由のとおり、必要な事項を規定するものでございます。

第2条は調査委員会の設置、第3条では所掌事務を規定しております。

第4条及び第5条は、調査委員会の会長、副会長及び委員等の組織について規定しております。なお、ここで委員の組織に当たっては、専門的知識を有するものである旨の文言を追加しております。

第6条は、調査委員会における会議の招集や議長等の会議について規定しております。

第7条は、必要に応じて関係者の出席、意見聴取、資料提出を求めることができる旨を規定しております。

第8条は委員の秘密の保持について、第9条は委員の報酬及び費用弁償について、第10条では委員会の庶務について規定しております。

第11条においては、調査委員会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が委任できる旨を規定しております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第16号の市の予防接種健康被害調査委員会設置及び運営条例ということでございます。先ほどの提案理由にもありましたように、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴って、会計年度任用職員制度が導入されると。それに合わせまして、これまで規則で定めていたものを条例化するというような提案であります。

条文の中身を見ますと、組織においては、副市長も入って委員は4名ということで、会長、副会長があるわけですが、会長、副会長並びに委員、どなたがなられているのかどう

か。

そして、この調査委員会というのは定例で会議が開かれているのかどうか。そうでなければ、何か問題が起きたときに被害調査を実施するというのでこの会合が持たれているのかどうか、これまでの予防接種健康被害調査委員会の会議の運営状況についてもあわせてお示しいただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 委員4人以内ということですが、構成委員としましては、那須烏山市の副市長、あと栃木県北保健所の所長、あと南那須医師会からの推薦医師、あと那須烏山市医師団から1名という4名での構成となっているところでございます。

開会につきましては、実際に健康被害が発生した場合のみ開会することとなりますので、事故等がなければ開くことはないということです。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そういうことで、この調査委員会が設置されて何年たつのか。その間に不測の事態に対応して調査委員会が開かれたことがあるのか、ないのか、その辺についてもお示しをお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 済みません、調査委員会が設立されて何年かというのは、ちょっと情報がございませんので、後ほど申し上げたいと思います。

あと予防接種で健康被害が今まであったのかということですが、これにつきましては、詳しい情報はちょっと古いのでないんですが、約30年前に烏山町において、当時68歳程度の男性がインフルエンザ予防接種を行った後にアナフィラキシーショックとなり、委員会を開催した事例はあるということです。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 5点ほどお伺いしたかったんですが、平塚議員が1点を質問してくれたものですから。

この予防接種というのは、任意と強制って両方あるんでしょうか。それで、いずれの接種も今回の対象になるのかということです。1つは。

2点目は接種の種類です。私、12種類ぐらいはわかっていますが、どんなものがあるか改めてお伺いしたいと思います。

それと、委員の任期2年になっていますが、少々短くないでしょうか。なぜ2年にしたのか、そのところをお伺いしたいと思います。

それともう一点、5点目なんですけど、子供の予防接種のみが対象になるのか、それとも大人の場合でもインフルエンザ等、それとヒブワクチンを高齢者にやっていますね。これらも対象になるのかと。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 任意の接種も対象となるのかということですが、第2条にあります通り、「予防接種法に基づく予防接種により健康被害等が発生した場合に救済措置を円滑に行うための委員会」でありますので、基本的には定期接種となります。

ただし、第3条で「市が行った予防接種に関連して」とあることから、市が補助している子供のインフルエンザ等の任意予防接種で健康被害等が発生した場合、市長の諮問に応じ、委員会を設置することは可能ですが、あくまでも任意接種は国に申請するものではなく、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済となります。

次に、接種の種類につきましては、先ほど中山議員おっしゃいましたとおり、定期接種のものについて、国のほうに申請することになります。

あと委員の任期2年は短くないかということですが、今回、今までの規則を条例化したもので、過去においてずっと委員の任期は2年で、医師会等からは特に何も出ていないところです。あと南那須医師会の医師会内の役員等の任期が2年ということもありますので、その辺と合わせているのかなと思われま。

最後に、子供の予防接種のみが対象になるのか、大人はならないのかということですが、予防接種法に基づいて、市が主体となって実施する定期接種による健康被害が対象となりますので、大人も含まれます。定期接種を受ける機会が多いのは特に子供たちであるため、こども課が主体となって進めているところです。

以上です。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） こちらの運営条例のほうの第9条のほうの「非常勤特別職職員の講師及び費用に関する条例に基づいて、報酬について定める」と書いてあるんですが、こちらを参考までに教えてください。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） こちらは日額報酬となりまして、2万円となります。

あと調査員のうち、医師のみが該当となります。

以上です。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第16号については、文教福祉常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は、文教福祉常任委員会に付託いたします。

◎日程第5 議案第17号 任命等対象者における学識経験者等の見直しに伴う関係条例の整備について

○議長（沼田邦彦） 日程第5 議案第17号 任命等対象者における学識経験者等の見直しに伴う関係条例の整備についてを議題とします。

川俣市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第17号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例における監査委員区分の「学識選出」を「識見を有する者」と適切な表現に改めるとともに、現在、任命や委嘱などの対象者を「学識経験者、有識者など」としている審議会などの附属機関の条例について、「大学教授、学者などの研究者や専門家」を充てているときは「学識経験者」と表現し、実際にはこれに適合する人材を充てていないときには、「識見を有する者」を基本に適切な表現に改め、幅広い人材を登用できるよう関係する条例を一括して改正するものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田 守） それでは、議案第17号、任免等対象者における学識経験者等の見直しに伴う関係条例の整備につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の議案書をめくっていただき、新旧対照表形式の整備条例の1ページ目をごらんください。

まず、第1条、那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をごらんください。最初の第5条及び第6条の改正は、条例番号の付記を制定年月まで引用することなどに伴う規定の整備でございます。

次に、別表第1の改正は、現行の監査委員の区分は「学識選出」及び「議会選出」となっておりますが、そのうち上段の学識選出について、根拠である地方自治法では、「監査委員は、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する」となっていることから、これを「識見を有する者」と適切な表現に改めるものでございます。

次に、第2条、那須烏山市総合政策審議会設置及び運営条例の一部改正の説明を申し上げます。

2ページ目に移ります。この第2条以降の各条例改正は、第1条による条例改正に合わせて、現在、任命や委嘱などの対象者を、「学識経験者、有識者など」としている審議会などの附属機関の条例について、「識見を有する者」を基本に、適切な表現に改め、より幅広い人材を登用できるようにするものでございます。

「学識経験者」とは、学問上の知識を有し、実務を通じて得た経験が豊富な者を言うものとされておりまして、一般的には、大学教授や学者などの研究者や専門家を指すものとされておりまして、また、「有識者」も豊富な知識・経験を有し、物事を判断・評価する能力が高い者を言うものとされておりまして、いずれも非常にすぐれた能力を有することが求められております。

国に置かれる審議会では、「学識経験者、有識者など」としている例が多数ありますが、いずれもそれに適合した大学教授や民間経営者などを委員として任命しております。

一方、地方自治体においては、「学識経験者、有識者など」と限定してしまうと、それに適合する委員の人選に苦勞する場合があります、そういった中において他の自治体の取り扱いを見ても、住民参加の理念に照らし、より幅広い人材を登用できるようにするため、「学識経験者」ではなく「識見を有する者」を用いるようにしている自治体が見られるところです。そういった自治体では、「識見を有する者」とは、学識経験者、有識者などを含む広い概念の範囲と捉え、「一般的な知識・経験と、それに基づく考え・意見を有し、物事の判断・評価ができる者」を言うものとしていただいております。当然ながら、大学教授、学者などの研究者や専門家を委員として招き入れ、より専門性・実効性を高めることは重要ですので、これを否定するわけではありませんので、本市としましては、先ほど説明した他の自治体の例を踏ま

えながら、実際に「大学教授、学者などの研究者や専門家」を充てているときは「学識経験者」と表現し、一方で、実際にはこれに適合する人材を充てていないときは、「識見を有する者」を基本に適切な表現に改め、より幅広い人材を登用できるようにしようとするものでございます。

ただいま説明した取り扱いの基準に即しまして、第2条、那須烏山市総合政策審議会設置及び運営条例の一部改正では、現行の第4条第1項第1号で「学識経験のある者」と規定されているものを、「市政に関し識見を有する者」と改めるものでございます。

そのほか、第4条第1項第3号及び第9条の改正は、表現の見直し及び条例番号の付記を制定年月まで運用することに伴う規定の整備でございます。

次に、第3条、那須烏山市土地利用対策審議会設置及び運営条例の一部改正をごらんください。

本改正では、現行の第4条第1項第1号が、「市長が任命する有識者等10人以内の委員をもって組織する」と規定されております。これを改正後においては、第2条で改正した那須烏山市総合政策審議会設置及び運営条例の規定形式と同様に、号建て形式で規定することとし、第1号は「土地利用の調整に関し識見を有する者」、第2号は「公募により選考した者」、第3号は「前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者」とするものでございます。

そのほか、第3条第2号及び第4条第2項の規定の改正は、第2条による改正同様、所要の規定の整備を行うものでございます。

3ページ目に移ります。次の第7条の改正は、これまで第1項及び第2項に分けて規定していた事項を1つの項にまとめ、条文の再構築を図るものでございます。

また、次の第9条の改正は、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、第4条、那須烏山市環境審議会設置及び運営条例の一部改正をごらんください。本改正では、現行の第4条第1項第2号で「学識経験のある者」が規定されていますが、この環境審議会は現在、実際に大学教授を任命しているところでございますので、現行のとおり「学識経験のある者」のままとし、第6号の表現を「環境の保全に関してすぐれた識見を有すると認められる者」を、「環境の保全に関してすぐれた識見を有する者」と改めるほか、そのほか第4条第2項及び第8条の改正は、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、第5条、那須烏山市行政不服審査会設置条例の一部改正の説明を申し上げます。

4ページ目に移ります。本改正では、現行の第4条第2項で「学識経験を有する者」と規定されているのを、行政不服審査法における国の行政不服審査会の規定を参考に、「法律または行政に関し識見を有する者」と改めるとともに、第8条の専門委員については、より専門性を高める必要があることから、「学識経験を有する者」を、「法律または行政に関しすぐれた識

見を有する者」と改めるほか、その他、第11条の改正は、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、第6条、那須烏山市情報公開及び個人情報保護審査会設置及び運営条例の一部改正をごらんください。本改正では、現行の第4条第2項で「識見を有する者」と規定されているのを、「情報の公開及び個人情報の保護に関し識見を有する者」と改めるほか、その他、第1条、第4条第3項、そして5ページに移りまして、第14条の改正は、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、第7条、那須烏山市防災会議設置及び運営条例の一部改正をごらんください。本改正では、改正後の第5条第2項の規定形式を号建て形式とし、委員の構成をわかりやすくするとともに、現行において「学識経験のある者」と規定されているのを、改正後の第5条第2項第4号で、「防災に関し識見を有する者」と改めるほか、その他、第14条の改正は、報酬を支給する委員と支給しない委員との区別をはっきりとさせるようにするとともに、所要の規定の整備を行うものでございます。

6ページに移ります。次に、第8条、那須烏山市水防協議会設置及び運営条例の一部改正をごらんください。本改正では、改正後の第4条第3項の規定形式を号建て形式で規定するとともに、現行において「学識経験のある者」と規定されているものを、改正後の第4条第3項第4号で、「水防に関し識見を有する者」と改めるほか、その他、第5条及び第9条の改正は、報酬を支給する委員と支給しない委員との区分けのほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に第9条、那須烏山市消防委員会設置及び運営条例の一部改正をごらんください。本改正では、現行の第4条第1項第2号で「消防関係者」と規定されているのを「消防団関係者」と改め、第3号で「学識経験者」と規定されているのを「消防行政に関し識見を有する者」と改めるほか、その他、第4条第2項、及び7ページに移りまして第7条の改正は、報酬を支給する委員と支給しない委員との区分けのほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に第10条、那須烏山市消防賞じゅつ金等審査委員会設置及び運営条例の一部改正をごらんください。本改正では、現行の第4条第1項第4号で「学識経験者」と規定されているのを「消防行政に関し識見を有する者」に改めるほか、その他、第4条第2項及び第3項並びに第8条の改正は、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に第11条、那須烏山市住居表示審議会設置及び運営条例の一部改正をごらんください。本改正では、改正後の第4条第1項の規定形式を号建て形式とするとともに、現行で「学識経験を有する者」と規定されているのを、改正後の第4条第1項第1号で「住居表示に関し識見を有する者」に改めるほか、その他、8ページに移りまして、第8条の改正は所要の規定の整

備を行うものでございます。

次に、第12条、那須烏山市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例の一部改正をごらんください。本改正では、現行の第10条第4項で「歯科保健医療サービスに関して学識経験を有する者」と規定されているのを「歯科保健医療サービスに関して識見を有する者」に改めるものでございます。

次に、第13条、那須烏山市子ども・子育て会議設置条例の一部改正の説明を申し上げます。9ページに移ります。本改正では、改正後の第4条第2項の規定形式を号建て形式とするとともに、現行で「子ども・子育てに関し学識経験のある者」と規定されているのを、改正後の第4条第2項第1号で「子ども・子育てに関し識見を有する者」に改めるほか、第8条及び第9条の改正は、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、第14条、那須烏山市学校給食運営委員会設置及び運営条例の一部改正をごらんください。本改正では、改正後の第4条第2項の規定を号建て形式とするとともに、現行で「給食施設の運営に関係ある者及び学識経験のある者」と規定されているのを、改正後においては、第1号は「学校給食施設の運営に関係がある者」、第2号は「前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者」とするものでございます。そのほか、第4条第3項及び第8条の改正は、所要の規定の整備を行うものでございます。

10ページ目に移ります。次に、第15条、那須烏山市社会教育委員設置条例の一部改正をごらんください。本改正では、改正後の第5条第1項の規定を号建て形式とするとともに、現行で「学識経験のある者」と規定されているのを、改正後の第5条第1項第4号で「社会教育に関し識見を有する者」に改めるほか、第5条第2項、第6条及び第10条の改正は、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、第16条、那須烏山市公民館運営審議会設置及び運営条例の一部改正をごらんください。本改正も、第15条による改正と同様に、改正後の第4条第2項の規定を号建て形式とするとともに、現行で「学識経験がある者」と規定されているのを、改正後の第4条第2項第4号で「社会教育に関し識見を有する者」に改めるほか、11ページに移りまして、第4条第3項、第5項及び第7条の改正は、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、第17条、那須烏山市図書館協議会設置及び運営条例の一部改正をごらんください。本改正も、第15条による改正と同様に、改正後の第4条第2項の規定を号建て形式とするとともに、現行で「学識経験のある者」と規定されているのを、改正後の第4条第2項第4号で「図書館に関し識見を有する者」に改めるほか、第4条第3項及び第7条の改正は、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、第18条、那須烏山市文化財保護審議会設置及び運営条例の一部改正の説明を申し上げ

げます。12ページ目に移りまして、本改正では、現行の第4条第2項において「学識経験のある者」と規定されているのを、根拠法である文化財保護法における規定と同様に、「文化財に関し優れた識見を有する者」に改めるほか、第4条第3項及び第7条の改正は、所要の規定の整備を行うものでございます。

最後に附則ですが、施行期日については、速やかに現行規定に反映させる必要があることから、公布の日から施行するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 非常勤特別職の監査委員、並びにそれぞれの委員会の学識経験者等の任命について、幅広く人材登用するというので、「識見を有する者」に改めるということでございます。そういうことで、今回提案されているのは18条例ですね。主に「学識経験者」からこの「識見を有する者」に変わる人数はいかほどになるのか、わかればお示しいただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 今回、この条例を改正して人をかえるということじゃなくて、現在委嘱している人を、今の委嘱状況に合わせて文言の整備をしたというふうに理解していただければと思います。

影響する人数というのは、各委員会によってちょっと定数は違いますし、設置の状況は把握しておりませんので、申しわけございません。今回は委員の変更というんじゃないで、文言の整理をしたということで御理解いただければと思います。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第17号 任命等対象者における学識経験者等の見直しに伴う関係条例の整備について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第18号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

○議長（沼田邦彦） 日程第6 議案第18号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第18号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成29年6月9日に公布された地方自治法等の一部を改正する法律により地方自治法の一部が改正され、本年4月1日から施行されるのに伴い、関係する条例の引用部分に条項ずれが発生するため、所要の整理が必要なことから、一括して改正を行うものであります。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に担当課長の説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田 守） それでは、命によりまして補足説明をさせていただきます。

お手元の議案書をめくっていただき、1ページ目をごらんください。地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るために、平成29年6月9日に公布された地方自治法等の一部を改正する法律により、地方自治法の改正が行われました。

その主な内容につきましては、都道府県及び指定都市における内部統制に関する方針及び体制の整備、監査制度の充実・強化として、監査基準の策定、監査専門委員の創設、議選監査委員の選任の義務づけの緩和、そして地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直しでございます。その主な施行日は、本年4月1日となっております。

その法改正によりまして、地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する条項が、法第243条の2として加えられ、現行の法第243条の2が法第243条の2の2に条項移動することに伴い、それを引用している那須烏山市監査委員条例及び那須烏山市水道事業設置及び経営基本条例の引用箇所の整理が必要なことから、第1条及び第2条として、一括して改正を行うものであります。

なお、施行日は法改正と同様に令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第18号でございますが、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてであります。今、提案理由にもありましたように、いわゆるこれは監査請求ですかね、についての簡単に言うと損害賠償関係の請求があったときに適用する地方自治法の一部改正があったということで、235条の2第2項、並びに243条の2第3項、この規定が243条の2の2第3項の規定により監査の請求があったときは、監査に着手しなければならないと、こうなっているんだと思うんですが、ちょっと専門的な条文でございますので、簡単に言うと、これによって、その下の水道事業関係もあるんですが、この水道事業のほうは243条の2第8項が243条の2の2第8項ということで、免除規定ということになっているんですが、この辺、運用については具体的に変わるのか、変わらないのかもう一度確認をしたいと、このように思います。

○議長（沼田邦彦） 申しわけございません。暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時00分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福田総務課長。

○総務課長（福田 守） すみません、これは条例でまず地方自治法の条文をどこかから引っ張ってきているというふうに書いてあるものが、基本となる地方自治法の条例が1つ、2の2ということで変わったものですから、それだけの問題です。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 条文は変わったけど運用は変わらないと。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 運用は何も変わっていません。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○17番（平塚英教） 了解です。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第18号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を午前11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 議案第19号 那須烏山市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正
について

○議長（沼田邦彦） 日程第7 議案第19号 那須烏山市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第19号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本年4月から任用が開始する会計年度任用職員など、近年の職種の多様化に鑑み、それぞれの職種に応じたサービスの宣誓を行うことができるよう、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、「上級の公務員」を、今の時代の言葉遣いに合わせて「職員」と改めるほか、これまで本条例で規定してきた宣誓書の様式については、事務職員と教育関係職員の2種類のみでしたが、今後は正規職員、再任用職員、会計年度任用職員など、それぞれの職種に応じ適切な文言の宣誓書の様式によりサービスの宣誓ができるよう、様式を規則で定めることとし、本条例から削ることとしたものです。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 誰も質問しないので、ちょっと質問します。

これ、僕が校長をやっているときも同じ仕組みがあるんですけども、当時、臨採というあれで、臨時採用の先生は結構、学校もかわるので、対象なんですけども、僕はこの文章を読んで、これ、本人に読んでもらうんですけども……、読むんじゃなく宣誓してもらうんですけども、内容がすごくよくて、聞いているほうもしゃべるほうもすごく心を新たにすんですよ。

そのときに言われたのは、私は臨時の先生で、何回も行ったけど読んだのは初めてですと言いました。ほとんど基本的にはやっていないんですね。これをやっているかどうかというのは全くわからないというか、報告もしないので、それを考えるとやはり、この前も全協のときもお話がありましたけども、これはどんな形でもいいですから、本人にきちんと宣誓してもらおうというのをぜひ心がけてというか、やらなきゃいけないので、やるようにしてほしいなと思うので、それについての回答というか見解をお願いします。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 新たに職員となられた場合、必ずやっていただくように今回、規定の整備をしたところでございます。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 本当にやっているかどうかというところまで含めてなんですけど、認識は必ずやっているという認識なんですか。だとすると、実際にはやっていない場合が多いと私は認識しているんですけども、それも含めて見解をお願いします。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 正職員は必ずやっております。臨時職員については、今までやらなかったんですが、今回、会計年度任用職員等の整備がされるところで、やるようになったものですから、今回整備したところでございます。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） とにかく分け隔てなくやるようにしてください。

以上です。回答はいいです。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） この第2条でいいますと、「任命権者が定める職種」とありますが、これは、本来ならば川俣市長に対しての宣誓になるんでしょうが、その状況に応じては、担当部署、例えば課長に対しての宣誓でもよろしいと、そういうふうな決め方をしたのでしょうか。

それと、宣誓書の様式、先ほどの提案理由の中でもわかりました。その職種によってその様式を多少変えたのと、そういうことなんでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 任命権者が定める職員という中では、一応、正職員については、総務課長の前で書いていただくということで考えています。ほかの会計年度任用職員等につきましては、その所属される所属長の前で署名をしていただくということになります。

特に正職員につきましては、毎年4月1日に辞令交付式があると思うんですが、その中で代表して市長の前で宣誓をしてもらうというようなことをやっています。

以上です。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第19号 那須烏山市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 議案第20号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第8 議案第20号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第20号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、会計年度任用職員制度の創設に係る地方公務員法の一部改正による、非常勤特別職の任用要件の厳格化に伴い、これまで民生委員・児童委員に充てていた非常勤特別職の社会福祉委員について見直すため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長より説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） それでは議案第20号につきまして詳細説明をさせていただきます。

まず初めに、今回見直しを行う社会福祉委員について御説明いたします。

社会福祉委員の職務は、市民の社会福祉等の相談に応じることと、その必要な援助を行うこ

とを職務内容としております。

委員は、民生委員・児童委員をもって充てており、市の非常勤特別職として任命しているところでございます。

次に、今回、社会福祉委員の見直しを行う経緯について御説明いたします。

本年4月から施行となる地方公務員法の改正により、これまでの臨時・非常勤特別職制度が会計年度任用職員制度に移行されることとなり、非常勤特別職の任用要件が厳格化されました。法律上、特別職の範囲が、専門的な知識・経験等に基づき助言・調査等を行う者とされることとなります。そのため、社会福祉委員を現行どおり民生委員・児童委員の充て職として任命することが困難となったことから、社会福祉委員の見直しを行うこととしたものです。

こうした状況を受け、社会福祉委員の見直しを検討した結果、これまで非常勤特別職として任命していた社会福祉委員を廃止することといたしました。ただし、社会福祉委員を廃止したとしても、民生委員の活動内容に変更はございません。民生委員は厚生労働大臣の委嘱を受けた県の非常勤特別職として活動しております。その活動費相当額については、県から市町村総合交付金として交付されております。今後につきましても、この市町村総合交付金を原資といたしまして、これまで支給してきた社会福祉委員の報酬と同額を民生委員の活動費として支給していく方針であります。

それでは、お手元の議案書をめくっていただき、新旧対照表をごらんください。

社会福祉委員を廃止することに伴い、別表第1に定めている社会福祉委員の報酬に係る規定を削るものでございます。

次に、附則についてですが、本改正は、地方公務員法の改正に合わせて、令和2年4月1日から施行することとするものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 市の非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、今、提案理由の状況で、社会福祉委員を廃止するというところでございます。ただし、相当額を市町村特別交付金として交付されているということで、費用弁償として、いわゆる活動費として充てるということでございますが、この表を見ますと、改正前が社会福祉委員で会長、副会長、委員と、こういうふうになってはいますが、これは報酬は払わないということなので、なくすのはわかるんですが、それでは費用弁償を支給する場合には、条例によらなくても支給できるのかどうか。その金額についても、この現行の別表第1の社会福

祉委員に支給してきた相当分を今後とも費用弁償、いわゆる活動費として支給するというようなことだと思うんですが、その辺、もう一度確認したいと思います。

○議長（沼田邦彦） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 支給の根拠といたしましては、那須烏山市民生委員児童委員活動費交付規則のほうを制定いたしまして、それに基づき活動費として交付する予定でございます。

金額につきましては、現行と同じ金額を考えております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○17番（平塚英教） はい。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

13番久保居光一郎議員。

○13番（久保居光一郎） ただいま上程されている議案でございますけれども、これは那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するということがあります。これは早く言えば、今、平塚議員からの質問があったように、社会福祉委員制度を廃止すると。そしてそれを今までは民生委員が社会福祉みたいなことを一緒にやっていたわけで、それを社会福祉委員の制度をやめて、民生委員のほうの方をお願いするということであるかと思えます。

それで、民生委員にしても社会福祉委員にしてもそうですけれども、この前にいただいた、全協のときにいただいた資料を持っているんですけれども、地方公務員法の改正に伴い、法律上、特別職の範囲には専門的な知識経験者等に基づき助言・調査等を行うものとされ、非常勤特別職としての任用要件が厳しくなった、そのため民生委員を単に充て職とし、非常勤特別職に任命することが困難になったことからというような説明があったかと思うんですが、であれば、こういう職責が今度は民生委員のほうに移ってくるわけですね。

その場合、前にも全協のときに課長に質問したことがあったかと思うんですが、今の民生委員の任用制度といいますか、それは各自治会から自治会長の推薦で上がってきた方が民生委員としてそのままなっている経過があるんだと思うんですが、やはり今、私が申し上げましたように、任用要件が厳しくなった、それから社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な助言を行い、もって社会福祉の推進に努めるという、こういう目的があるし、また責務があるわけでありますから、ただ単に自治会から上がってきた人を、そのまま審査をしないで民生委員にして、大体、大丈夫なんだとは思いますが、やはりある審査制度といいますか、それを置く必要があるのではないかと思うんですが、今の上程されている議案

と関連いたしますので、そのことについて再度、質問したいと思います。

○議長（沼田邦彦） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 民生委員・児童委員さんは、久保居議員が今おっしゃられたとおりに自治会長の推薦をいただいて、依頼しているところでございます。県に推薦書を提出することになるんですが、その前に民生委員の推薦会というのがございますので、その中で審査はしているところでございます。ただ、自治会長さんをお願いして出てきたものですので、よっぽどのことがない限り、そのまま県のほうに推薦させていただいているところです。

審査制度につきましては、今後、県のほうと相談しながら、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 13番久保居光一郎議員。

○13番（久保居光一郎） 大体、自治会長さんから上がってきた人がそのままなるのは多いと思うんですが、やはり行政区の中で回り番で民生委員なんかも推薦されているという、例えばA地区であれば、A地区の中に上・中・下がありまして、今回は、上の自治会の担当だからということで、自治会長さんの推薦で上がってくるというようなこともあるんだと思うんです。

そのときに、上の当番だから上の会長さんが推薦したと。それで上がるけれども、同じその行政区の中で、B地区、C地区のほうからかなりやっぱりあの人でいいのかなという異論が出る場合も今後、想定されるんじゃないかなと思うんですよ。そういう経験もないのに、それからそういう地域でのおつき合いもない人なのに、なぜあの人かというような問題が出るかとも思いますので、やはりこれはただ推薦で上がってきて、単にそれを無審査で認めるというのではなくて、一応、もしできれば第三者的な、まさに先ほど言った識見のある委員さんあたりを置いて、そこで審査をするというようなことも検討されてはどうかなと思うんですが、これは市長、どう思いますか。

○議長（沼田邦彦） いいですか、答弁していただいて。

川俣市長。

○市長（川俣純子） 今のところは、自治会の役員さんの中から推薦された方を私どものほうは信じていますので、それで通しています。もしも何か不適がありましたら、その自治会と相談して今後、改正していきたいと思っておりますが、識見のある方に審査をしてもらうと、より一層、民生委員になってくれる方がいなくなってしまうのかもしれないので、その辺はちょっと相談して検討させていただきたいと思っております。

○議長（沼田邦彦） 久保居議員、申しわけないんですが、非常勤特別職の報酬及び費用弁

償に関する条例の一部改正ですので、選出方法とかについては常任委員会をお願いできればと思います。

○13番（久保居光一郎） わかりました。

○議長（沼田邦彦） 申しわけございません。

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第20号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第21号 那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第9 議案第21号 那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第21号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、パートタイム会計年度任用職員に係る報酬額の計算方法の明確化及び期末手当の支

給対象の見直しを図るため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田 守） それでは、議案第21号の補足説明をさせていただきます。

お手元の議案書をめくっていただきまして、改正案をごらんいただきたいと思います。まず、本条例につきましては、昨年の9月議会にて議決をいただき、ことし4月1日施行として制定したものでございます。よって、まだ施行になっていないところでございますが、見直すべき事項が生じたことから今回、提案するものでございます。

まず、1点目でございますが、第16条の改正でございます。本条は、パートタイムの会計年度任用職員の報酬額の算定方法を規定した条項でございます。パートタイムの会計年度任用職員に係る月額、日額、時間額による報酬の額を算定する場合において、1円未満の端数が生じた場合の取り扱いについては、現行では本条第2項にて規定していたところでございますが、わかりにくいという指摘があることで、そのことを踏まえ、1円未満の端数の取り扱いを新たに第5項として独立して規定することとしたものでございます。

次に、2点目でございます。第24条の改正でございます。本条は、パートタイムの会計年度任用職員の期末手当を規定した条項でございます。昨年の9月議会の制定時にも御説明しましたように、会計年度任用職員にも期末手当を支給できるようにしたところでございます。基本は、6カ月以上、継続勤務することが予定されている者に支給するものとしたものでございますが、パートタイムの会計年度任用職員については、週の勤務時間数を考慮して支給することを予定しておりまして、現行の条文では、「1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるものを除く」と規定されております。この「著しく少ない」とは、週の勤務時間が15時間未満の者を想定していたものでございまして、つまり週の勤務時間が15時間未満の者を除くということであり、逆に言うと、週15時間以上勤務する者を支給対象とすることを予定したところでございます。

しかしながら、その後、栃木県における会計年度任用職員の運用が明らかになりまして、栃木県ではパートタイムの会計年度任用職員の期末手当は、任用期間が6カ月以上で、週30時間以上勤務する者を支給対象とするものでございました。

本市としましては、これを踏まえ、庁内で十分に協議をしまして、結果として、栃木県の運用と同じく、任用期間が6カ月以上で週30時間以上勤務する者を支給対象とすることに変更することとし、本条の条文中の「任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員」

の後の括弧書きの中を単に「規則で定めるものを除く」の規定に改め、規則において、「週の勤務時間が30時間未満のもの」と定めることにより対処しようとするものでございます。

最後に附則ですが、施行期日については、公布の日から施行することとし、速やかに現行の条例に反映させ、本年4月1日からの施行に間に合わせようとするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 1つ教えていただきたいと思います。

細かい話は別なんですけど、給与とかこういう、何というんですかね、報酬に関して計算をすると端数が出ると。そうすると、給与とかそういうのはどっちかという切り上げるのかなと個人的には思っているんですけど、この1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとするということで、これはどこかに基本的な大もとの考え方があって、ここへこう引っ張ってきているのではないかなと思うんですけど、その大もとの、例えば民法にこうあるとか、商法にこうあるとか、何とかにこうあるとかあって、やっぱり働いた分、切っちゃうのはよくないねという、たとえ0.1円でもと思うので、聞いています。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） この取り扱いについては、国からの準則等に基づいて取り扱っていますので、国においての規定と同じような形で制定したものでございます。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○12番（渋井由放） 了解です。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

17番 平塚英教議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） ただいま提案の那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に

関する条例の一部改正についてでございますが、この中身は、昨年の9月定例議会において、本市の4月1日からの会計年度任用職員の規定を定めたものでございます。その中では、国の規定に基づいて、年間に6カ月以上、勤務した者がパートタイム会計年度任用職員に係る報酬額の計算方法の明確化及び期末手当の支給対象の見直しということでございますが、この期末手当の支給の該当になっていたものであります。

それが今回のこの改定の中身を見ますと、1日7時間、週5日ですかね、ということで、30時間以上勤務した者。国の今までの規定は、週15時間以上勤務した者が期末手当の該当になっておったわけなんですけど、今回の改定は週30時間以上、勤務した者が期末手当の該当になるということで、国の基準を大幅にすぼめる内容になっております。

こういうことから、国の方針に沿って昨年の9月、決めたはずなのに、改めて県の方針によって引き下げようということでは、労働意欲の減退にもつながると思いますので、この改定には同意できないということで反対とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第21号 那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沼田邦彦） 起立多数と認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第10 議案第22号 那須烏山市債権管理条例の一部改正について及び日程第11 議案第31号 那須烏山市営住宅設置及び管理条例の一部改正については、関連がありますことから一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

◎日程第10 議案第22号 那須烏山市債権管理条例の一部改正について

◎日程第11 議案第31号 那須烏山市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） よって、議案第22号及び議案第31号は一括して議題といたします。市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第22号及び議案第31号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第22号でございます。

本案は、民法が一部改正され、法定利率が年5%から年3%に改められるとともに、今後は金利動向に合わせて変動する仕組みになることに伴い、本市の市営住宅使用料、水道料金等の遅延損害金について、これまで年5%としていたものを、民法第404条に規定する法定利率に改め、今後の変動にも対応できるようにするものでございます。

また、附則第3項において規定する遅延損害金の割合の特例につきましても、今後は金利動向に合わせて変動する仕組みとなることから、現在の経済情勢に合わせて利率を引き下げる特例を置く必要がなくなるため、遅延損害金に係る部分を削除するものであります。

なお、施行日につきましては、民法の一部改正の施行日に合わせて、令和2年4月1日としております。

次に、議案第31号でございます。

本案につきましても、民法の一部改正に伴い、公営住宅法が改正され、不正入居により住宅の明け渡し請求を受けた者から徴収する損害賠償金の算定に係る利率が、年5分の割合から、法定利率へ改められたことなどから、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書2枚目の改正案をごらんください。

まず、1ページ目は、家賃の算定に係る端数処理についてでございます。これまでも、公営住宅法施行令第16条の規定に基づき、端数処理をしていたところでございますが、これを条例上において明確に位置づけることとしたものです。

続いて、改正案2ページ目、第30条第3項は、不正入居により住宅の明け渡し請求を受けた者から徴収する損害賠償金の算定に係る利率の改正であり、この利率を年5分の割合から、民法第404条に規定する法定利率に改めるものでございます。

なお施行日につきましては、民法の一部改正及び公営住宅法の一部改正の施行日に合わせて、令和2年4月1日としております。

以上、議案第22号及び議案第31号の提案理由を、一括して説明申し上げました。何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださるようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） これまで年利5%だった遅延損害金、これを民法の404条の規定による法定利率ということですが、ちなみに現在はこれ、何%に当たるんでしょうか。回答をお願いします。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 現在の法定利率は3%でございます。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○17番（平塚英教） はい。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、議案第22号及び議案第31号の2議案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第22号 那須烏山市債権管理条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第31号 那須烏山市営住宅設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第23号 那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部

改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第12 議案第23号 那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第23号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、成年被後見人の一律な権利制限が見直されたことを踏まえ、成年被後見人が所定の要件を満たした場合は、印鑑の登録を受けることができるようにするなど、所要の改正をするものであります。

詳細につきましては市民課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

皆川市民課長。

○市民課長（皆川康代） では、議案第23号につきまして補足説明をいたします。

まず、この条例の一部改正は、国が定めております印鑑登録証明事務処理要領の改正によるものであります。

次に、新旧対照表をごらんください。

まず、第2条は、印鑑の登録資格について規定しているもので、括弧内の満15歳未満の者及び成年被後見人は、印鑑登録の資格がないものであります。その中で今回、成年被後見人を「意思能力を有しない者」に改め、改正前は成年被後見人については一律に印鑑登録ができなかったものでありましたが、「意思能力を有しない者（15歳未満の者を除く）」と改正することにより、所定の要件を満たす成年被後見人については、意思能力を有する者として、印鑑登録を可能にするものであります。

次に、第5条第2項第1号は、「住民基本台帳法」を「法」に改め、第2項第2号は、現在の事務においては紙媒体ではなく磁気ディスク等により管理調整を行っていることから、「記載」を「記録」に改めるものであります。

第6条第1項第3号は、第5条の改正と同様に「記載」を「記録」に改め、第2項については、第1項の第3号とのつながりを考慮して、「作成したとき」を「登録したとき」に改めるものです。

次の第8条及び第10条は、「毀損」を常用漢字に改めるものであります。

次に、第12条は、職権による登録の抹消について規定しているもので、第1項第2号は、まず第2条の改正とのつながりを考慮し、文言の整理により「後見開始の審判を受けたとき」を「意思能力を有しない者となったとき」に改め、第1項第3号は、第5条の改正と同様に、「記載」を「記録」に改めるものであります。

なお、所定の要件を満たすというところをございますけれども、当該青年被後見人御本人が窓口に来庁され、御本人による申請があり、かつ法定代理人が同行している場合に限って、申請が可能となるものであります。

以上が今回の改正内容であります。御審議の上、可決いただけますようお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 12条の職権による登録の抹消の件なのですが、この（2）に「意思能力を有しない者となったとき」とありますが、この意思能力の有無については誰が判断するのか、そのことについてお伺いします。

○議長（沼田邦彦） 皆川市民課長。

○市民課長（皆川康代） まず、12条のところですが、これは印鑑を登録しているものを、職権によって登録の抹消を規定するというものであります。12条のところの文言を改めましたけれども、成年後見制度が変わるわけではございませんので、現行と変更はないものであります。

内容につきましては、まず、この成年後見制度の中で、家庭裁判所によって、裁判官の判断によって後見開始が決定されます。その後、東京法務局において後見開始の登記がなされ、その後、本籍地の市町村に通知が参ります。本籍地の市町村と住所地が同じ場合でありますと、住所地の市町村において、職権によりまず登記のほうが、登録のほうが抹消となるということでございます。

また住所地が違う場合につきましては、本籍地の市町村から住所地の市町村のほうに通知をお送りして、そこで印鑑登録については職権により登録抹消ということになってまいりますので、その「意思能力を有しない者となったとき」ということにつきましては、この東京法務局のほうに後見開始の登記になったということでございます。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○15番（中山五男） 了解いたしました。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第23号 那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第13 議案第24号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第13 議案第24号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第24号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年3月29日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、家庭的保育事業者等が保育所等との間における連携施設を確保する際の例外規定等の一部が改正されたことから、国の基準に合わせて所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、こども課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 命により、ただいま上程中の議案第24号について、補足説明させていただきます。

初めに、今回の条例改正の背景につきましては、平成30年12月25日に閣議決定された平成30年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年3月29日に公布、同年4月1日より施行されたことによるものであります。

それでは、議案第24号をお開きください。

さらにめくっていただき、最初に新旧対照表の2ページをごらんください。まず、第6条に第4項及び第5項を加えるものであり、第4項の内容としましては、家庭的保育事業者等における卒園後の3歳児クラスの子を新たに受け入れする施設、いわゆる連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、連携施設の確保を不要とすることができる規定の追加となります。

次に、第5項の内容としましては、第4項の場合において、市長が小規模保育事業所や事業所内保育事業所を卒園する3歳児クラスの子を新たに受け入れする連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、小規模保育事業所や事業所内保育事業所が、定員が20人以上である「企業主導型保育事業実施施設として政府の助成を受けている施設」と「地方公共団体からの助成を受けている認可外保育施設」を連携施設としての範囲に含め、拡充する規定を追加するものであります。ちなみに、これら2つに類する施設に関しましては、市内には存在しておりません。

また、これらの2項を追加するとともに、第6条第4項における用語引用に統一するため、同条第2項の改正において、用語の整理としまして所要の改正をしたものであります。

続きまして、2ページの中段以下にある第16条の改正であります。この改正は、後で説

明します制定附則第2条の改正に伴う所要の改正と用語の整理となります。

次に、2ページ下段の第37条をごらんいただきたいと思いますが、この改正については、2ページにあります第6条第5項第1号中に、子ども・子育て支援法を初めて引用規定しており、その際に法律番号を付していることから、第37条第2号中の法律番号を削除するものがあります。

続いて、3ページをごらんください。第45条第1項中の改正につきましては、引用条項を詳細確定させるための所要の改正であり、同条第2項の追加につきましては、3歳以上の児童を受け入れている定員20人以上の保育所型事業所内保育事業所に関して、市長が適当と認めるときは、当該事業所が5歳児まで受け入れ可能な施設ということもあり、連携施設の確保を不要とする規定を追加するものであります。

続きまして、制定附則第2条第2項の改正であり、内容的には、自園調理を基本としつつも、家庭的保育者の居宅において実施される家庭的保育事業の許可を得た施設等については、令和7年3月31日までの間、当該施設等に調理員の配置及び調理施設の設置を要しないとされる例外規定を設けつつ、自園調理による体制確保に向けた努力規定を設けていたところ、それに家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業においても同様の取り扱いとするよう、範囲を拡充させるための所要の改正となります。

続いて4ページをごらんください。これは、制定附則第3条の改正であり、内容的には、3歳以上の児童を受け入れている定員20人以上の保育所型事業所内保育事業所以外の家庭的保育事業者等が連携施設を確保しないことができる5年の経過措置期限を、さらに5年延長し、令和7年3月31日までの10年とする所要の改正をしたものであります。

ちなみに、この改正規定に該当となる家庭的保育事業者等は、市内ですと、ゆうゆうランド那須烏山園、キッズランドあさひ、みらいのK a z e 保育園になりますが、いずれも園の卒園後の受け入れを行う連携施設をそれぞれ確保しているところであります。

最後になりますが、これらの改正内容につきましては、全て国が示す基準と同じになっておりますことを申し添えます。

なお、施行日につきましては、この条例改正に伴い不利益となる市内の施設等は存在してございませんので、公布日施行としております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 課長の今の補足説明を聞いたんですが、この家庭的保育事業という

のは、市内にそうしますと3カ所あるということですね。そうしますと、その3カ所に現在、児童数というのは何人ぐらいいるのか。

もう一点、この3カ所以外にこれから設置しようというような機運はあるんでしょうか。何か情報を得ていたら、そのことについてもお伺いします。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 3カ所につきましては、まず、南大和久にございますゆうゆうランド那須烏山園なんですけど、こちらは小規模保育事業所に該当します。14人です。あと同じく小規模保育事業所で、宮原にございますキッズランドあさひ、こちらは15人。あと滝田にございますみらいのK a z e 保育園、こちらは事業所内保育事業所となりまして、こちらは10人となっております。

あと今後、施設のほうができる状況なんですけど、ことしの6月1日開園を今、予定しております、まだ正式名称ではありませんが、鴻野山保育園、あと来年、令和3年2月1日開園を目指しております、これも仮称になってしましますが、三箇保育園。2つの施設が今後できる予定であります。

以上です。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第24号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第25号 那須烏山市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第14 議案第25号 那須烏山市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第25号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、江川放課後児童クラブの利用希望者の増加に伴い、江川第一放課後児童クラブと江川第二放課後児童クラブに分割することで受け入れ人数をふやすため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、こども課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） それでは命により、ただいま上程中の議案第25号の一部改正について御説明申し上げます。

放課後児童クラブの定員ですが、市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の第10条第4項で、「一つの支援の単位を構成する児童数は、おおむね40人以下とする」と定められています。この項目には附則がつけられ、経過措置が平成32年3月31日、令和2年3月31日まで適用しないと定められています。そのため、今年度、令和元年度の江川放課後児童クラブの定員は45名とし、交付の申請を行っております。

一方、江川放課後児童クラブの利用状況ですが、毎日利用したい児童、通常利用と言いますが、こちらは4月が41名でスタートし、平均で40名となっております。夏休みなどの長期利用者は、8月で22名おり、そのほかに不規則な利用者、こちらは臨時になりますが、月平均で8名おります。

来年度、令和2年度の江川放課後児童クラブの利用状況ですが、毎日利用したい児童は

41名で、夏休みなどの長期利用者と、そのほかに不規則な利用者は合わせて18名おります。令和2年度の江川放課後児童クラブの定員は、冒頭で述べましたとおり経過措置が切れるため、45名から40名となり、利用者が定員を超えてしまう状況になりますので、1単位クラブを2つに分けて、定員を80名にふやすものです。

なお、市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の第9条の設置基準で、「専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない」と定められていますが、江川放課後児童クラブの占有区画面積は170平方メートルありますので、定員80名となっても問題がない状況です。

本条例の新旧対照表をごらんください。具体的には、放課後児童クラブの設置を定めた第5条関係の放課後児童クラブの名称や所在地を定めた別表中の改正でございます。「江川放課後児童クラブ」を「江川第一放課後児童クラブ」に変更し、「江川第二放課後児童クラブ」を追加するものでございます。

以上、条例改正の詳細説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 1つ確認のためにお尋ねしたいと思います。

放課後児童クラブは指定管理でお願いしているのかなと、こういうふうに思います。そうしますと、クラブがふえるということになりますと、そこに配置する先生といますか、指導員といますか、そういう方もふえるのか。そうすると、ふえるということになりますと、その給与関係ですね。ふえなければそのままでもいいのかなと思うんですけども、その辺のところの支払い関係、指定管理者との話し合い等を説明いただければと思うんですけども。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 令和2年度で1クラブふえる分につきましては当然、経費のほうもふえますので、それについては、その部分として新たに契約する予定であります。

○議長（沼田邦彦） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 単年度で契約をすると。するとあと何年残っているんですかね。指定管理は。そうすると、指定管理やるのは一年一年でしたっけ。何年かでやるんですでしたっけ。それもちょっと今びんときいていないので、その辺も含めてお願いします。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 大もとの契約というか、それは3年の契約になっております。今回は途中からのクラブの増になりますので、単年度を予定しております。

○議長（沼田邦彦） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） いつまでなんでしたっけ。1年、単年度でやればもう次はまた入札かけるという話なのか、その辺。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 平成30年度が1年目となっていますので、令和2年度までですかね。令和3年度のときは新たな契約になってくると思われます。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○12番（渋井由放） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 大体、先ほどの提案理由の説明でわかったんですけども、江川放課後児童クラブが第一放課後児童クラブと第二放課後児童クラブに2つになるということですが、基本的には今は希望があれば、小学校高学年までその対象に、放課後児童クラブの会員として入れるのかなと思っているんですが、第一と第二の分け方なんですけど、小学校の低学年と高学年に分けるのか、それとも半分にして一と二ということによって運営されるのか、その辺の。それは事業者がやるのかどうかわかりませんが、担当のほうではどういうふうに考えていますか。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 烏山については3つのクラブがございまして、荒川については今現在、2つのクラブになっています。どちらも若い学年、後半の学年で分けているのではなくて、1年生から6年生までが混合になったものを2つに分けている状況になりますので、江川についても同じような状況になるものと思われます。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○17番（平塚英教） わかりました。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 人数がすごく微妙な人数なんですよね。それで質問としては、これは小学校なんかの学校の運営も毎年、一喜一憂するんですよ。これも毎年、当然ながら41人が40人になったりした場合に、今はふやすほうなんだけど、減らすということが何か毎年、毎年、議論になるようなことなんだけど、そういう運営でいいのかというのが1点。要は40人になったら当然ながら1つの、第一だけで、職員もその数でやる。41人の年になったら2つにするというふうになるのか、その運営の方法を今から決めておかなきゃいけないのかなと思うのが1点の質問。

あとこれを分けるのはお金はかからないんだっけ。パーティションか何かで分けるのかとい

うことなので、そこは経済的にそんなに負担にはならない。とすると、やっぱり40人になったときにはぱっとまた開いて、職員も減らすということなのかというのを質問します。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） まず、人数の件につきましては、毎年、変更することに、そのときに変わればなるかと思われま。

あと江川の2クラブに分けるに当たっては、今現在かなり広いスペースのあるところに1クラブが入っていますが、そちらの教室をどうしても仕切らなければいけないということなので、工事費を3月の補正予算のほうに入れさせていただいて、対応する予定でございます。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 人数についてはわかりました。

じゃあ、第一、第二をきちんと分けてしまうと、次に1クラブになったときに外すことはできないということなのか、それともパーティションで広く使えるという、そのところがちょっと今の説明ではわからなかったもので、その説明をお願いします。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） とりあえず仕切られていても、1クラブという形で使えば大丈夫なので、その辺は問題ないと。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○9番（小堀道和） 了解。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第25号 那須烏山市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 議案第26号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第15 議案第26号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第26号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、第9次地方分権一括法により、児童福祉法が改正され、これまで放課後児童クラブの設備及び運営に関する国の基準に従い条例を定めることとされていたものが、令和2年4月1日から、国の基準を十分参照しつつ、地域の実情に応じて必要があるときは市の判断で独自の取り扱いを定めることが可能となったことを受け、放課後児童クラブに配置する放課後児童支援員の研修修了要件に係る経過措置を延長するものであります。

詳細につきましては、こども課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） それでは命により、ただいま上程中の議案第26号の一部改正について御説明申し上げます。

議案書をめくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

まず、本条例の第10条は、放課後児童支援員の配置について定めた条ですが、本条第2項においては、放課後児童支援員になるための資格を定めています。

この第2項の規定のとおり、放課後児童支援員になるためには都道府県知事等が行う研修を修了する必要がありますが、この研修修了要件に関し、下段の附則第3項において、研修の受講期間の経過措置が定められており、この経過措置が令和2年3月31日をもって満了することとなります。

そういった中で、このたびの法改正により、国の基準を十分参照しつつ、地域の実情に応じ

て必要があるときは市の判断で独自の扱いを定めることが可能となったことから、本市における各放課後児童クラブ研修修了者の状況を踏まえ、今後の放課後児童クラブの安定した運営の継続と質の向上を図るために、この放課後児童支援員の研修修了要件に係る経過措置を3年間、令和5年3月31日まで延長するものでございます。

なお、この3年間は、放課後児童クラブの運営費に係る国の補助金においても、経過措置による「みなし放課後児童支援員」を、補助要綱上は「放課後児童支援員」とみなされ、これまでと同様に補助金の対象となるものでございます。

最後に附則ですが、この条例は、法改正同様に令和2年4月1日からとするものでございます。

以上、条例改正の詳細説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） こちらの那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてですけれども、こちらにちょっと関連して、先ほど1クラブの定員が40人とおっしゃっていたんですが、ちょっとこれは確認なんです、この指導員というのは、1クラブ当たりの定員というのは2名でよろしかったでしょうか。

それとあと今現在、そちらの児童クラブにはそれぞれに2名以上いたりするのでしょうか。という点、お願いします。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 1クラブ定員40名ということで、支援員につきましては2名以上となっております、各クラブ4名であったり3名であったりということで、2名以上の対応をしているところでございます。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） ありがとうございます。

それと、先ほどの議案の件で申しわけないんですけども、先ほど小堀議員からの質問で、その人数によってクラブを減らしたりするかもしれないということをおっしゃっていたんですが、そのたびに条例の改定というのはあったりするんですか。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） その予定でございます。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 説明はわかったんですが、鳥小、荒小、江川小、七合小、境小、それぞれこの支援員の配置については何名ずつ配置されているのか、わかっていたら説明をお願いします。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） まず、鳥山につきましては、第一、第二、第三とございまして、第一が4名、第二、第三がそれぞれ3名ずつ、あと荒川につきましては、第一、第二とも4名になっております。あと境は1クラブで3名、七合も1クラブで3名という形になっております。

○17番（平塚英教） 江川小は。

○こども課長（川俣謙一） 江川は今現在1クラブなので、4名。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○17番（平塚英教） わかりました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 何回もすみません。今回のこの改定は、やっぱり職員というか、これが採用がなかなか難しいということが背景にあるのかなと思うんですけど、この研修センターの研修、これってどのぐらいの時間がかかるのかというのが気にかかるんですけど、やっぱりきちんと研修センターの研修は受けてもらったほうが間違いはないんですけど、これはどちらかといったらそこを何とかハードルを下げてでも職員の数を採用するために、この決まりを改定しているのかなと思っちゃうので、その研修の期間、どのぐらい負担なのかというのを教えてください。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） すみません、期間についてはちょっと把握していませんので、調べて後でお答えしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） お願いします。

趣旨は、本当は受けてほしいので、その辺のところはやっぱりそれにかわるものが何か必要なんじゃないかなということが言いたかったので質問したので、それも含めて後で教えてください。

○議長（沼田邦彦） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 今、各児童クラブの指導者の人数、4名ないしとかということですが、みなしの方ってそのうちどれだけいるんですかね。今、みなしでやっている方。

それと今、小堀議員の言ったことに僕もちょっと同じようなあれだったんですけど、研修を年間何回、県は実施していて、これにちゃんとどのぐらいの人数が対応して行っているのか。今までも3年間のうち経過措置があったのに行っていないのであれば、それはちょっと問題が逆にあるんじゃないかなと思います。逆にしっかりとした、行くように指導していただかないと、子供の指導員が確保できないから行けないというのであれば、それもまた問題があることだと思うので、担当としてはどうでしょうかね。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 今現在、放課後児童クラブを運営しています野うさぎくらぶ、こちらの職員につきましては合計で36名いらっしゃいます。そのうち事務局3名で、支援員が15名。この15名が研修のほう、完了しております、資格を持っています。あと支援員、みなしになるのは18名となっております、各クラブに必ずこの研修を受けた方がいないといけないということなので、1クラブに1人であったり、2人であったりという形で、あと事務局のほうにも1人置いておいて、どうしても1人確保できないようなときは、事務局のほうからその支援員の資格を持っている者が出向く。そして対応させていただいているというような状況でございます。

○議長（沼田邦彦） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） じゃあ、今みなしでやっている方が18名ということで、その18名の方が、研修にだから何日間、行くのか、今ちょっと調べてもらうということで、どのぐらい。それで、逆に県の研修は年にどのぐらい行っているのかというのも、今はわからない状況ですね。じゃあ、後でということ。

以上。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第15 議案第26号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 議案第27号 那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第16 議案第27号 那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第27号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和2年4月1日より南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターの直接持ち込みの一般廃棄物処理手数料が、家庭系一般廃棄物10キログラム当たり40円から100円に、事業系一般廃棄物は10キロ当たり100円から150円に改定されることに伴い、南那須地区広域行政事務組合、那珂川町、本市の処理手数料の均衡を図るため、臨時的に市が回収する家庭系一般廃棄物10キロ当たり50円から120円に、事業系一般廃棄物10キロ当たり120円から180円に改定するものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 議案第27号 那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございますが、南那須地区広域行政事務組合の一般廃棄物処理手数料が、本年4月1日から家庭一般廃棄物が10キロ当たり40円が100円に、事業系一般廃棄物が10キロ当たり100円が150円に引き上がると。これに合わせまして、これは広域行政に直接、持ち込んだときの処理手数料ということではありますが、これを今回の提案は、市がかわって衛生センターに持ち込む場合の手数料ということでございます。家庭用一般廃棄物が10キロ当たり50円が120円に、事業系廃棄物が10キロ当たり120円が180円に引き上げる提案でございます。

基本的に家庭系の廃棄物については、ほとんど該当がないというような説明であったかなと思うんですけども、消費税の増税相当分ということで今回、引き上げの対象ということにしたというような説明でありました。

全員協議会などのやりとりの中でも、地方公共団体は国への消費税納入はないと。また、今回のこの市の手数料はその分、広域行政に払わないということでございますので、引き上げる理由が不明確だと私は考えます。基本的に清掃手数料10キロ当たり数百円かかっているというような説明、その何分の1かを、4割ですか、負担するというようなことではございますが、基本的には地方公共団体の処理しなければならない事務事業の中に清掃に関する事務というのが明確にうたわれておまして、市民はきちんと税金を納めて、そして行政にその事務を頼んでいるわけではございます。したがって、それをさらに、いわゆる経費の分だけを負担するというのであればそれも説明はつくんですけども、基本的に市は広域行政に手数料は払わないと、地方公共団体は、国に消費税を納めないと、こういうことではございますので、その引き上げる理由に当たらないと考えます。それなのに引き上げということは、この市の廃棄物処理及び清掃に関する事務をもって行政の収入を得る仕事になってしまうということからも、この点については納得できないという観点から、この値上げには同意できないということでございます。

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

8番滝口貴史議員。

〔8番 滝口貴史 登壇〕

○8番（滝口貴史） 議案第27号 那須烏山市廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部改正に関する賛成討論をさせていただきます。

一般廃棄物処理手数料につきましては、本市及び那珂川町の住民及び事業者の方々が、ごみ処理施設である保健衛生センターに一般廃棄物を持ち込む場合に御負担いただいているものであります。南那須地区広域行政事務組合が設定するごみ処理手数料と、実際に要したごみ処理手数料には大きな開きがあり、ごみの持ち込み者に対する相応の負担費用や、ごみの排出抑制・再利用の推進などの観点から、料金の見直しが必要との判断から、平成31年第1回広域議会定例会において一般廃棄物処理手数料の料金改定が議決され、令和2年4月1日から適用されることとなっております。

このたび上程された那須烏山市廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部改正については、南那須地区広域行政事務組合におけるごみ処理の手数料の改定を受け、整合性を図るための改定であり、那珂川町におきましても同一料金にて条例改正が行われることとなっております。

これまで設定していたごみ処理手数料については、家庭系一般廃棄物が10キログラム当たり50円、事業系一般廃棄物が100円と、県内でも非常に安価でありました。このたび、家庭系一般廃棄物を120円に、事業系一般廃棄物を180円に値上げする改正を行うわけですが、それでも近隣自治体の設定する処理手数料と比べても、決して高い料金ではありません。非常に多額のごみ処理費用が問題視される中、ごみの排出者である住民や事業者に対し、相応の負担をいただくためのこのたびの料金改定については、やむを得ない範囲であり、排出者の理解を得られるものと考えております。

ごみの排出削減によるごみ処理費用の抑制に向け、これまで以上に徹底した対策強化を図っていただくことを条件に、私は賛成の討論とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第16 議案第27号 那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沼田邦彦） 起立多数と認めます。よって、議案第27号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17 議案第28号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第17 議案第28号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進す

る条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第28号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、企業の誘致と立地を推進することで、本市経済の発展と市民生活の向上を目的に制定した本条例に関し、現行条文の規定や支援内容を見直し、奨励金の交付手続や市長の調査権限、企業立地奨励金等の交付要件について所要の規定の整備を行い、より適正に目的に沿った運用ができるように改正するものであります。

詳細につきましては商工観光課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 命により、ただいま上程となりました議案第28号につきまして詳細の説明を申し上げます。

それでは、1ページ、第11条及び第12条をごらんください。企業立地奨励金等及び従業員住宅設置奨励金の交付手続について、改正前の規定では、それぞれ第11条第2項及び第12条第2項の規定により、交付決定後、速やかに奨励金を支払うこととなっておりますが、規則においては、交付決定後に企業が市長に交付請求をすることとなっております、そしてその後に実際に支払いが行われるという流れになっております。よって、交付申請、交付決定、交付請求、そして支払いという実際の交付手続の流れに合わせ、条例の規定と規則の規定との整合性を図ることとするため、第11条と第12条それぞれ第2項を改正するとともに、第3項を追加し、手続の適正化を図るものでございます。

次に、2ページをごらんください。第16条について、市長の調査権限の整理のために改正を行うものです。奨励金の交付に関し必要と認める場合に行う市長の調査につきましては、改正前の規定では、職員による事業場もしくは生産施設等または従業員住宅の現地調査のみを想定しておりますが、これを広く一般的な調査を行える規定に改めるほか、必要な場合には資料の提出も求めることができるよう規定を充実化させ、事案に応じ、より適切に対処できるようにするものです。

続いて、別表の企業立地奨励金と、3ページ、用地取得奨励金のところをごらんください。これらの奨励金は、改正前の規定では、親会社、子会社、関連会社など代表者の親族から生産施設等及び土地の賃借や売買も交付の対象としていたところですが、しかしながら、これらの関

係者間での売買や賃借は大きな1グループ内部での資産の動きとも捉えられ、本条例の趣旨に鑑みると適切ではないと判断されるため、対象から除くこととしました。

続いて、下段の雇用促進奨励金のところをごらんください。雇用促進奨励金は、改正前の規定では、「操業のために新たに雇用し、又は配置した常時雇用従業員」とありますが、この「配置した」とは、現にほかの事業場で雇用する従業員を新設または増設等を行った事業場へ配置転換した場合を指し、その場合にも交付の対象としておりましたが、これも本条例の趣旨に鑑み、今回、見直しを図り、新たな雇用のみを対象とする規定に改正するものです。

最後に、4ページ、附則のところですが、この条例の施行は公布の日からとなります。ただし改正後の別表の規定、奨励金の交付要件に関する定めですが、これらについては施行日以後に事業計画の認定を受けた企業に対する奨励金の交付について適用することとし、これより前に認定を受けた企業に対する奨励金の交付については、従前の例によることとすることを規定しております。

以上、議案第28号の詳細説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 1ページの1番頭の第11条の改正なんですけど、現行では速やかに決定した額の企業立地交付金等を支払うものとする、速やかに払うということになっているんですけど、今度はこの「速やかに」が削除されたわけなんです。実際、これは企業からの奨励金の請求があった後、いつまでに支払うということになるのか、そのことについてお伺いします。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 実際に請求書が市のほうに提出された後は、おおむね2週間以内には支払いをしているところです。

○議長（沼田邦彦） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） それはこの条例の中には何もないですね。いつまでに支払うということは。そういった支払い期限について条例に定めなくてもよろしいのでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 企業立地奨励金につきましては、特に条例上では支払い日については触れておりません。こちらでまず事業計画、条例上では、事業計画の認定申請、その後に奨励金の交付申請というのを規定しております、その後の流れにつきましては規則のほうで流れについて規定しております。規則のほうにおいても、支払い日の何日以内に支払い

なさいというのは特に出ておりません。そちらについても申請があつてからは速やかな処理をしているところでございます。

○議長（沼田邦彦） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 私、ちょっと不勉強でわからないんですが、民法上は支払い請求があつたらいつまでに支払わなければならないという、そういうような定めがあるんでしょうかね。課長、わかっていますか、その辺。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 支払遅延防止法というところに基づいて、何日以内に支払いなさいという規定はあります。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部改正ということでございまして、16条、「報告及び調査」というのが、今度は「調査兼報告等」というふうに改まっているんですけども、今までは必要があると認めたときにはその対象企業に対して報告を求めて、しかるべき調査をやったということなんですけども、今回は調査をし、また必要なときは報告及び資料提出を求めるといふふうにあるんですが、これは今までのいわゆる報告・調査と何らか変わる点があるんでしょうかね。

その点をお聞きしたいなと思いますし、それに付随して、別表関係でその子会社とか関連会社とかそういうところも調査をするというようなことではないかなと思うんですが、今までこのような認定企業に対して報告を求めたり、しかるべき調査を行ったという事例があるのか、ないのか、その点についても御説明をお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） まず、調査、報告等について、今までと何が変わってくるかと申し上げますと、こちらは事業所の奨励金の額につきましては、奨励金を支払った額を交付しております。実際、予算なんかを想定するとき、ある程度、事前にその金額等を把握しておかないと予算措置がなかなか難しいというところで、こういった調査をまず市のほうでできる形にしております。それにより、適正な予算措置ができるのかなと考えております。

2番目の質問なんですけれども、そちらにつきまして、その関連会社かどうかというのはなかなかわからないところがございまして、それらについては改めてこちらから企業様のほうに連絡をして、どのような関係の会社かですとか会社の登記簿謄本などの写しなんかをいただきまして確認をした事例はございます。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

ほかにございませんか。

10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） すみません、ただいま上程中のものについて御質問します。

公布の日から施行するとあります。大体予定はどのぐらいの日を予定されているんですか。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 可決後、速やかに実施したいと考えております。

○議長（沼田邦彦） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 次に、附則の2に、申し込みがあれば従前の対応をするということですが、今現在そういった立地の附則の企業があるのかどうかちょっと伺えればと思います。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 現在、過去において関連企業からの土地の賃借等は3件ございました。一応、認定済みが3件ということで、そのほか雇用に関しましてはほぼ新規雇用で、配置転換は今のところなかったようです。

○議長（沼田邦彦） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） じゃあ、一応、今のところは3件が認定されていると。これは従前に従って交付されるというふうな解釈でよろしいんですか。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） そのとおりでございます。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第17 議案第28号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条

例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を午後2時10分といたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、先ほど9番小堀道和議員、8番滝口貴史議員の質疑に対しまして答弁漏れがございましたので、こども課長より答弁をお願いします。

川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 日程第15 議案第26号で質問のありました小堀議員と滝口議員の支援員に対する研修の期間と回数なんですが、まず期間につきましては、7月から2月の8カ月間にわたりまして、受講科目については、その人の持っている資格にもよるんですが、基本的には16科目をとることになるそうです。1科目については90分、時間が決まっているそうです。

開催地が県南であったり県央であったり県北であったりということでもちまちなんですが、受けられる会場ということで、年間5回、開催されているとのこと。

以上です。

◎日程第18 議案第29号 那須烏山市道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法に関する条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第18 議案第29号 那須烏山市道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第29号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、道路構造令の一部改正により、自転車を安全かつ円滑に通行させるため、自転車通行帯に関する基準が新たに規定されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

詳細につきましては都市建設課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） それでは命により、条例の一部を改正する提案説明を申し上げます。

今回、これは平成31年の4月に、国において自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として、自転車通行帯に関する規定を道路構造令上に新たに規定するなどの改正を行う道路構造令の一部を改正する政令が公布されたことを受け、今回の条例の一部を改正するものでございます。

本来、自転車専用の通行区間を確保する必要があるにもかかわらず、自転車道に必要な幅員を確保できないなど、これまで整備できていない状況が多数生じていたことに鑑みまして、今回、新たな制定になりました。

それで、近年では道路交通法に基づく普通自転車専用通行帯の設置が進んでおりまして、実際に自転車関連の交通事故の減少や道路利用者の不安の低減などの効果は確認されております。このような状況を踏まえ、既設の道路のみならず、新たに整備する道路における自転車通行区間の確保を推進するために道路構造令を改正し、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けた新たな自転車通行帯を規定することになりました。

それでは、主な改正内容について、新旧対照表により御説明申し上げます。

新たに自転車通行帯を規定することによりまして、第4条、6条、11条、12条、32条が改正になります。1ページをごらんください。まず、第4条の第1項の「停車帯」の次に「自転車通行帯」を加えました。4条の第5項に、「普通道路の車道」の次に、「自転車通行帯を除く」を加えました。6条の第2項の「副道」の次に「自転車通行帯を除く」を加えました。

2ページをお開きください。第11条の第1項に、「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加えました。第12条の第1項の、「又は自転車道」の次に、「若しくは自転車通行帯」を加えました。その下の32条の第1項第3号に、「その区間の車道」の次に「自転車通行帯を除く」を加えました。

次に、新たに自転車通行帯を規定したことによって、1ページにお戻りください、第8条の2のところを新たに追加して、自転車通行帯の規定を設けました。

次に、2ページをお開きください。自転車道の設置基準の要件として、第10条に「設計速度が1時間につき60キロメートル以上」を追加しました。

3ページにお進みください。第41条の規定に、新たに自転車通行帯を追加しました。

下のほうに附則として、この条例は公布の日から施行するという規定でございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 国の道路構造令の一部改正に伴って、本市の市道にも自転車通行帯を明確にしたというふうに思うんですが、これから市道にこの自転車通行帯を新たに設けるためには、その整備計画をつくって推進していかなければならないと思うんですが、当面はどんなふうな整備計画を考えているのか。当然、国において自転車通行帯というのを設置することを決めているわけですから、道路の新たな改良に当たっては、国においてこういうものを設置するための費用というか、それについての支援というか交付金というか、そういうものが求められると思うんですが、現時点ではそれが可能なかどうか。今後、この自転車通行帯をどういうふうにして整備していくのか、そしてその費用についてはどんなふう考えているのか説明をお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） こちらの条例ということで、現在、市道を新たにつくったり既存の道路を改築する場合に適用する条例でございます。ですから、一時的なことは除くこととなります。

それで現在、私どもで道路の改築をするために事業を進めているわけなんですけど、既に用地等を取得したところは現在のままで進んでいきまして、今回のこの条例が通ってから新たに計画を立案したものに付きまして、新たに自転車通行帯を設けるような設計にしたいと思います。

ちょっとわかりやすく説明しますと、今までですと歩道の中に自転車と歩行者が共存していたということで、本来ですと歩道というのは歩行者だけしか通れないわけなんですけど、道路交通法で、よくこの歩道は自転車も通れますというような表示があると思うんですが、あちらは公安委員会の指定によりまして、本来人間だけのところを自転車が通るということで、全国的に歩道の中で自転車と歩行者の事故が多発したということになりまして、今回、もう自転車と歩行者は分けてしまおうということで、広い歩道ですと、幅員が4メートルとか5メートルある歩道ですと、その歩道の中に通行帯をして、セパレートで都会にあると思うんですよね。自転車が走るところ歩行者が歩くところを全くわけてですね。

今回、私どもで入れているこの自転車通行帯というのは、イメージとして、車道がありまし

て、縁石がありますね。歩道の縁石。元来でしたら、その縁石の外側、車道から見ると歩道の中を走っていたんですが、そちらを走らないように、これからは縁石の車道側を、当然そこに自転車走れるスペースを設けるということで、今回の条例改正後、新たに計画するところは最初から自転車通行帯を考慮するような設計でいきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） したがって、今までは歩道に自転車の走行を認めていたわけですが、これからは車道のほうに自転車通行帯を設置するという計画ですよ。今後、新しい道路の場合はね。

その場合には当然、幅員も広くとらなきゃならないし、車道といっても一般自動車関係と自転車と両方走行できるようにするわけですから、それ相応に費用もかかってくるのではないかなとは思いますが、その辺のいわゆる国からの補填というか、それは今までと違うようなことで認められることになるのかどうか、その点をもう一度、確認しておきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） こちらはいわゆる日本全国、一律にやっているわけでありますので、通常の事業の中に、ですから単純に今まで自転車通行帯というものがなかったもので、その分、今度、多く用地を買って工事をやるわけですから、当然それは事業の中のことでありまして、通常の事業の中で十分やれることとなりますので、こちらはどこも全国同じルールでやっていますので。

○議長（沼田邦彦） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） ただいまの都市建設課長の説明を聞きますと、自転車通行帯を設けた道路を近々つくるような、そのような発言をしていたように聞こえましたが、これは具体的にどこの道路をいつごろから始めるのか。実際、これ、作りもしないんだったら、私はこの条例なんか改正する必要ないんじゃないかと思います。どうですか。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） ちょっと勘違いしていると思うので。自転車通行帯は、すぐわかりやすい言い方をしますと、道路の外測線にラインってありますよね。その間と、あと歩道の縁石がありますよね。その間が通常ですと今まで50センチだったんですね。それで今度、自転車通行帯を設ける場合、これは今回の上程した8条の2にあるんですが、第3項で、自転車通行帯の幅員は1.5メートル以上として、次にただし書きで、1メートルまで縮小することができると思いますので、そういった今まで50センチのところを1メートルにすれば十分できますので……。当然、先ほど言ったように、もう既に用地を買って今、事業をやっているところは今回この条例改正前なのであれですが、今後、新たに道路の要するに改良計画時、

それのときにその分の自転車通行帯を考慮したような幅員の構成になるということでございます。

○議長（沼田邦彦） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 私の質問は、この自転車通行帯を設けた道路を本当につくる考えがあるのか、いつからつくる、どこの路線をつくろうとしているのかですよ。ないの、あるの。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 新たに整備計画する路線は対象になるということです。

○議長（沼田邦彦） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） いや、あるのか、ないのか、今、都市建設課でそれが計画されているのかどうか、どこの路線を計画されているのか、そこを私は聞いたんです。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 現在はまだございません。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 先輩議員の中山議員と同じ質問をしようかと思ったんですけども、例えばですけど、今後、新しくつくる市道というのは何でもかんでも自転車の専用道路というか通行帯をつけなくてはならないというふうになっているんですか。例えば歩道と車道の用地確保はできるけど、50センチの幅が確保できなくて、自転車道をつくらなくて新たに道路をつくるというのは可能なんですか。用地が確保できなくて道ができないで、いつまでもとまっているというのは非常に地元住民にとっては不都合かなと思いますので、その辺をちょっとお伺いします。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 自転車通行帯を新たに作るというわけじゃなくて、その新たな道路の中に自転車通行帯を設けるということで、別に自転車通行帯を設けるわけではございません。ですから、例えば平塚議員の地元の、新しい基準でも栃木県は既にやっていますが、山内上境線、ございますね。今の計画でですね。あちらのほうは今までですと両側、歩道がないところで路肩が75センチメートルだったんですよ。それで、車道が2メートル75センチメートルで5.5メートルで、合計7メートルの道路ですが、今度、新しい、栃木県は既に条例改正していますので、自転車通行帯を設けるということで、その75センチメートルを今度は1メートルにしております。

ですから、今まで7メートルのところは7.5メートルで十分、自転車通行帯を確保するというので、新たに計画をする路線については新しい基準で設けるということで、ここにも書

いてあるんですが、それは自転車があくまでも多いところになりますので、市町村道になりますとそういったところは幹線道路以外はなかなかないと思うんですが、ただ幹線道路を新たに整備するときは当然これが適用になりますので、その辺を理解していただきたいんですが。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○3番（堀江清一） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） 13番久保居光一郎議員。

○13番（久保居光一郎） 私のほうで確認のためにちょっとお聞きしたいんですが、今回のこの条例は課長が言われたように、平たく言えば都市部も地方もそうですけれども、自転車と歩行者の事故が多く近年なっていますね。それを防止するために、今までは自転車が歩道を走行していたけれども、これからは幅員がある場合においては、歩道の中につくるのではなくて縁石の車道側のほうにつくる、というようなことに改正するというで捉えてよろしいんですね。もしそうであれば、答弁は要りません。違ったらば課長の見解を伺いたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） そのとおりでございます。

○議長（沼田邦彦） 13番久保居光一郎議員。

○13番（久保居光一郎） ですから今後、そういう十分な歩道、それから幅員が確保できるような道路をつくるときには、そういう自転車の通行帯も当然、視野に入れてやっていくということでもよろしいでしょうか。

はい、結構です。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 確認ですけれども、今回この決めた条件でいくと、自転車の関係は、これを満足していないと多分、助成がおりないのかなという感じがしますが、その件が1点。

それと、今回の場合、自転車通行帯をつくるのはどういう道なのかというと、これは第4条、「第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつてはこの限りでない」と言っているのですが、これが具体的にどういう道路なのかというのがちょっと頭に入ってこないもので、理解が難しいので、それが2点。

それと今、課長のほうは、1メートルまででいいよと言っているんだけど、この条文は、地形の状況、これは2ページの一番頭のところを言っているんですけれども、「ただし、地形の状況その他の特別の理由により」と言っているのに、いや、1メートルでいいんですよというのは幾ら何でも乱暴なんじゃないかなと。この辺が規定を満足しないと助成金がないというところちょっと嫌だなと思っているので、この3点についての見解を教えてください。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） まず、先ほど3種5級とか言ったと思うんですが、こちらは道路構造令で、まず1種、2種、3種、4種と4種まで道路ってございます。1種、2種というのはどちらも高速道路なので関係ないんですが、その他の道路とって3種、いわゆるこれは地方部の道路ですね。それで、4種というのは都市部の道路でございます。それが1種、2種、3種、4種の違いですね。

次に、1級から5級までございます。こちらは交通量ですね。交通量に応じた級数で、5級というのが一番、交通量が少ないところで、1日500台未満。こちらが3種5級になります。

あと、先ほど言ったやむを得ない事情というのは、例えばもう用地を取得してあるとか、地形上、断崖絶壁とかそういったことを想定しているということございまして、既存のもう用地取得しているのは、先ほど言ったように今のまま整備をして、それで新たに計画するところに関して今回の条例通過後、自転車通行帯を考慮するというので、現実的に私どもの道路はほとんど3種5級でございますので、なかなか……。そういった本当の幹線道路の整備をするところに適用するんだと思うんですね。

ただ、こちらは、ちょっと原点に戻ってしまいますが、道路法の規定によりまして、条例で定めてやらないと一切できませんので、そのためにやることを想定してとかということで、今回、条例を定めているということが現実でございます。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 今回の課長の説明だと、第3種第5級というのは、1日通行量500台で、うちの市はほとんどだと言っているの、ほとんど。

それで、県道とかこれは対象じゃないんですか。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 先ほど今回、条例改正したのは、国の政令が変わったということで、それに伴って変わっていますので、当然、国、都道府県は既に改定済みで、その計画で今現在、計画をやっているということが現実でございます。

私どもはたまたま自転車通行帯というのがなかったものですから、今回、改正に伴って、条例だけはとりあえず改正しておかないと次のステップができませんので、今回上程させていただきました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 先ほどの小堀議員の質問に追加で、ちょっとシンプルに理解したいと思うので、ちょっと確認のために教えていただきたいんですが、これは60キロ制限の道路の

みが対象ということでいいですかね。60キロ以下の道路というのは対象外ということでいいんでしょうか。「設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」と書いてあるんですが。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） こちらは全国一律の決まりでございまして、私どものほうの今、管理している道路にはこういった道路は現在ありませんし、今後計画しても、設計速度60キロという道路は私どもの市町村道ではほぼないです。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○4番（荒井浩二） わかりました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございせんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございせんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第18 議案第29号 那須烏山市道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございせんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 議案第30号 那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第19 議案第30号 那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第30号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、道路占用料の額について、平成30年度に行われた固定資産税評価額の評価替え及び時価に対する賃料水準の変動等を踏まえ、道路法施行令が一部改正されたことに伴い、市が道路の占有について徴収する占用料の額等について所要の改正をするものであります。

詳細につきましては都市建設課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） それでは命により、一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

まず、道路法第39条において、道路管理者は道路の占用について占用料を徴収することができることとされております。那須烏山市の占用料の額というものは、国が指定区間内の国道において規定している固定資産税評価額及び占用物件の種類、所在地区分等を勘案して算定された単価を準用して設定しております。令和元年9月、国において道路法施行令の一部を改正する政令が公布されたことを受けて、今回、道路占用料徴収条例の改正を行うものでございます。

今回の改正内容は、道路占用料の額の算定基準基礎となる地価水準、こちらは平成30年度の固定資産税評価額、それと地価の賃料の変動によって、占用料の単価の改正であります。

それでは、改正内容について新旧対照表により御説明いたします。

1ページをお開きください。これまで第2条第1項のただし書き中、「その額が100円に満たない場合にあっては、100円」の2カ所を削除して、新たに第3項を加えまして、占用料の額の1円未満の端数の切り捨て処理、それと最低金額の「100円」を明記させていただきました。

次に、下段の別表において改正された占用物件の種類ごとの金額の改正額を表示させていただきました。

4ページをお開きください。附則として、この条例は令和2年4月1日より施行すると規定するものでございます。

以上が、簡単でございますが提案説明でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 今回、この道路の占用料が大幅に引き上げられることになったんですが、これは国道も県道も同様な引き上げをされるのでしょうか。これが1点。

次に、引き上げによって、那須烏山市はどのぐらいの増収額になるのか。これが2点目。

3点目は、占有者というのは、東電、NTT、太陽光発電等がありますね。そのほかどのような業種の方が占有をされているのか。

もう一点。太陽光発電では相当多額の使用料の納入があると思うんですね。しかしそれが延滞になった場合は、延滞金に対してどうするのか。延滞金の条項というものはあるのでしょうか。

以上4点についてお伺いします。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） まず、道路占用料の引き上げという、こちらは国の基準が変わりましたから、当然それに合わせて今回、改正されたということで、国のほうが先に施行令の改正で行っております。栃木県におきまして、栃木県は今は令和3年度に予定しているということでございます。

次の、引き上げによる増収額ですが、こちらは、すみません、あくまでも概算な数字でございまして、昨年度の決算ベースでいいますと、道路占用料の私どもで歳入として入ったのが約280万円ということで、こちら、物によってなんですが大體、計算するとざっと20から25%の間で平均して23%で280万円が340万円に増額になります。

次に、占有者はこういったものがあるのかということで、議員言ったように、東京電力、NTT、大口ですね。そちらと、あと太陽光発電と。その他として、皆さんが一番わかりやすいのは、お祭りのときの露天商ですね。まず道路のところにお店。露天商。わかりやすいのはですね。それとか、民間の住宅をリフォームするときに、外壁に足場をかけますね。その足場が道路のほうに当然はみ出ないと工事になりませんので、そういったことが主な内容でございます。

次の延滞金の条項につきまして、私どもでは現在、条例におきまして延滞金の扱いをする条項はございません。こちらは道路法のほうでは条例で定めて徴収することができると思いますが、那須烏山市においては延滞金の条例はございません。これはなぜかという、長年ずっと昔から東京電力、NTT等のほうでそういった事例が発生していなかったということで、現在はまだそれは定めはございません。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 15番中山五男議員。

○15番(中山五男) NTTや東電は、当然これは規定どおりに期日内に支払うと思いますが、これから太陽光、大型な太陽光、していますので、これらの方が後で倒産または経営不振に至った場合に道路占用料が支払われないということがあり得ると思って、私、この延滞金のことを質問したわけなんですけど、これは将来、検討すべきではないかと思います。

以上です。答弁は結構です。

○議長(沼田邦彦) 3番堀江清一議員。

○3番(堀江清一) 占用料の値上げということなんですけど、地上空に設ける線類また地下に設ける線類、その他の線類は値上げが今回されていないですね。それはどういう理由からなんですか。

○議長(沼田邦彦) 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長(小田倉 浩) これは要綱にあるんですけど、実際は例えば東京電力にしるNTTにしる、柱を当然、占有されるわけですね。その柱にくっついている線、そちらはその柱代に含むというような取り扱い規定がありますので、その辺、これは国の基準がそういうふうに今回、要するに料金表にあるんですけど、適用がないというのが実態でございます。ですから今回……。それで、提案理由で説明したんですけど、こちらの料金表については全く日本全国統一のそういった料金を適用させていただきましたので、私どものほうは国の料金をそのまま使っております。ですからこちらは料金表にあるんですけど、こちら、線だけというのは、恐らく柱がない線はないという解釈で、そのままスライドしたんだと私は私なりに考えております。

○議長(沼田邦彦) 3番堀江清一議員。

○3番(堀江清一) 地下に埋設した線に関しては値上げしていないということですが、1年間1メートルにつき2円とかとなっていますけども、その埋設するというのは、業者が埋設するわけですね。道路を例えばカットして、多分そこに線を埋めてまた舗装をかけ直すということなんですけど、それで舗装がちょっと自分が見ているところによると、道路を切って埋めるんですけど、きれいに舗装されていないようなところが見受けられるんですね。その辺のところもきちっと業者に要求したらよろしいのではないかなと思ひまして、ちょっと疑問に思ったものですからちょっと質問させていただきました。よろしくをお願いします。

答弁、大丈夫です。ありますか。

○議長(沼田邦彦) 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長(小田倉 浩) 勘違いされていると思うので、すみません、説明が下手くそで申しわけありません。

こちらは別表の最初に、32条第1項第1号に掲げる工作物というところに線があると思う

んですが、こちらは次の2ページの上の、今、堀江議員が言ったように3円と2円値上がりしていません。

こちらは要するに電話線と電気の線ということで、線だけの値段なんですよね。これはですね。だから現実的に運用で柱に線はくっついているということで、その線の料金とは別にとっていないで、柱のほうで徴収しております。

それで、今言った地下に埋設するというのは、その次の下の2ページの中ほどの32条の第1項第2号に掲げる物件ということで、こちらは地下のケーブルですね。電気とか電話とか、それとか太陽光でいいますと送電のケーブル、そちらのほうの値段がこちらのほうになりますので、今、そちらのほうは今回、値上げの対象になってございません。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○3番（堀江清一） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第19 議案第30号 那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第20 議案第9号から、日程第26 議案第15号までの令和元年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、熊田診療所特別会計補正予算（第1号）、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、介護保険特別会計補正予算（第3号）、下水道事業特別会計補正予算（第3号）、水道事業会計補正予算（第4号）の

7議案については、いずれも令和元年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第20 議案第9号 令和元年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）
について
 - ◎日程第21 議案第10号 令和元年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - ◎日程第22 議案第11号 令和元年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第23 議案第12号 令和元年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第24 議案第13号 令和元年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
 - ◎日程第25 議案第14号 令和元年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
 - ◎日程第26 議案第15号 令和元年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（沼田邦彦） よって、議案第9号から議案第15号までの7議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第9号から議案第15号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第9号 令和元年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

本案は、一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ12億779万2,000円増額し、補正後の予算総額を134億9,188万8,000円とするものであります。

今回は、普通交付税、国・県補助事業等の確定に伴う精算や、災害復旧費の追加計上、国の

補正予算を活用した大型の施設整備等が生じたことから、補正予算を編成したものであります。また、災害復旧経費を中心に、翌年度への繰越明許費19事業、地方債の追加・変更・廃止15事業、事業の精算等に伴う債務負担行為追加・変更5事業について、それぞれ所要の予算を措置しました。

なお、一般会計補正予算第5号のうち、台風19号の災害関連予算は総額9億2,379万2,000円を計上しており、一般会計補正予算第3号から第5号までの累計額は17億5,571万3,000円となっております。

では、主な内容を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。総務費は、総務管理費として、栃木県と人事交流している派遣職員の人件費負担金を計上するものであります。

ふるさと応援基金積立金は、全国各地から御寄附をいただきました金額を積み立てするものであります。

民生費は、障がい者介護給付、訓練等給付費、障がい児支援事業費として、扶助費の実績に伴い増額するものであります。生活保護総務費は、平成30年度の生活保護費の事業確定に伴う負担金の償還金を予算計上するものであります。生活保護扶助費は、扶助費の実績に伴い増額するものであります。

衛生費は、塵芥収集処理費として、畳や家電などの災害廃棄物の処理に関する経費について、今後の見込みを勘案して増額するものであります。

農林水産業費は、農業振興費として、台風19号による被災農家の農業用施設及び機械の再建・修繕等を支援する被災農業者支援型補助金や、被災農家の農業用施設等撤去作業費用を支援する農作物育成管理施設等撤去作業補助金を新たに計上するものであります。

畜産振興費は、畜産農家が整備する草地造成や畜舎に係る費用を補助する畜産担い手育成総合整備事業費補助金の追加交付分や、国内で蔓延が見られる豚コレラの感染拡大防止を図るための野生動物侵入防護柵整備事業費補助金の計上であります。

市単独土地改良事業は、農業用ため池の機能診断及び機能保全計画を策定するための業務委託を新たに計上するものであります。

地籍調査事業費は、中央Ⅲ地区の調査について、国の補正予算が追加配分されたことから、増額するものであります。

商工費は、プレミアム付商品券事業費として、交付件数の実績や今後の見込みを勘案し、所要の額を減額するものであります。

龍門ふるさと民芸館施設整備費は、国の地方創生拠点整備交付金と、有利な市債を活用して龍門ふるさと民芸館をにぎわい創出の拠点化とするため、リニューアル工事を実施する予算の

増額であります。

土木費は、道路橋りょう費関係については、主に道路整備に関する事業費の精算によるものであります。

消防費は、消防水利施設整備費として、新たに設置した消火栓の負担金の額の確定に伴う増額であります。

教育費は、学校教育ネットワーク整備事業費として、国が進めるGIGAスクール構想に基づき、国の補助金や有利な市債を活用し、高速通信ネットワーク環境を全小中学校を対象に整備するための増額であります。

各小中学校の運営費及び教育振興費は、主に授業や施設管理上必要な備品等の購入に係る経費の計上であります。

災害復旧費は、農地・農業用施設災害復旧事業費として、台風19号による農地・農業用施設に係る災害復旧費の増額であります。

公共土木災害復旧事業費は、同じく被災した大桶運動公園や河川の災害復旧費として増額するものであります。

社会教育施設災害復旧事業費は、同じく被災した南那須公民館2階の空調等の災害復旧費として増額するものであります。

市有施設災害復旧事業費は、同じく被災したレインボーハウスの解体に係る災害復旧費として増額するものであります。

公債費は、償還元金、償還利子とともに、借り入れ条件等の確定に伴う精算であります。

次に、歳入であります。普通交付税は、額の確定に伴う増額であります。

国・県支出金は、主に事業費の確定に伴う精算であります。障害者介護給付費負担金や障害児施設措置費給付費等負担金は、事業費の増額に伴い追加交付を受けるものであります。

土木施設災害復旧事業費負担金、災害等廃棄物処理事業費補助金、農地・農業用施設災害復旧事業費補助金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、栃木県農漁業災害対策特別措置費は、それぞれ台風19号関連の災害対応に係る費用に対する補助金等であります。

また、地方創生拠点整備交付金や学校教育設備整備等補助金については、国の補正予算を活用した龍門ふるさと民芸館施設整備費や教育情報ネットワーク整備事業費に対する財源として交付されたものであります。

繰入金は、基金繰入金として、基金残高を確保するため財政調整基金繰入金や市有施設整備基金繰入金を減額補正するものであります。

市債は、事業の精算によるものに加え、台風19号関連の災害対応に係る費用に対する市債の計上であります。

寄附金は、ふるさと応援寄附金として、全国の方々からいただきました寄附金の増額計上です。

また、教育総務費寄附金は、烏山ロータリークラブ会長、萩原宣子様、東京都小平市、秋山久様からいただいた寄附金であります。寄附金につきましては、それぞれ趣旨に沿った形で予算措置をしており、御芳志に対し深く敬意を表し、御報告申し上げる次第であります。

次に、議案第10号 令和元年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、国民健康保険特別会計事業勘定及び診療施設勘定の予算を補正するものであります。

まず、事業勘定から説明いたします。歳入歳出予算をそれぞれ3,014万5,000円増額し、補正後の予算総額を34億7,888万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、国民健康保険税の調定額が見込みより減少したため、1,666万4,000円を減額するほか、県からの保険給付費等普通交付金を2,612万6,000円増額するものであります。また、繰越金を9,966万6,000円増額し、繰入金を7,895万1,000円減額するものであります。

歳出は、保険給付費を2,005万円増額し、過年度分の療養給付費の精算により1,212万4,000円の償還金が生じたため、この分を計上いたしました。

なお、財源の不足分につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、診療施設勘定でございます。

歳入歳出予算をそれぞれ388万7,000円減額し、補正後の予算総額を6,163万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、境、七合両診療所の診療収入が見込みより減少したため、それぞれ320万2,000円、63万5,000円を減額するものであります。

歳出は、医薬品費の精査により330万円減額するものであり、財源の不足分につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第11号 令和元年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、熊田診療所特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ152万6,000円減額し、補正後の予算総額を4,760万円とするものであります。

歳入の内容は、診療収入が見込みより減少したため、209万1,000円を減額するものであります。

歳出は、医薬品費の精査により、143万7,000円減額するものであり、財源の不足分につきましては前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第12号 令和元年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、後期高齢者医療特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ558万1,000円増額し、補正後の予算総額を3億5,590万2,000円とするものであります。

主な内容は、後期高齢者医療保険料について、軽減されていた特例措置が段階的に廃止されたことに伴い、歳入の保険料、歳出の広域連合納付金ともそれぞれ増額するものであります。

なお、財源の不足につきましては前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第13号 令和元年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ766万8,000円増額し、補正後の予算総額を27億8,792万9,000円とするものであります。

歳出の内容は、今後不足が見込まれる介護保険給付費の増額及び地域支援事業の総合事業に係る保険給付費の増額であります。

歳入につきましては、国・県支出金及び一般会計繰入金等を計上し、財源の不足につきましては前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に議案第14号 令和元年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案は、下水道事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ198万5,000円減額し、補正後の予算総額を3億4,558万7,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、総務管理費の精査に伴う減額であり、これに伴い一般会計繰入金を減額するものであります。また、下水道整備費のうち栃木県の道路改良工事に伴う下水道管渠工事の2件につきましては、年度内の工事完了が見込めないことから、繰越明許費の計上を行いました。

次に、議案第15号 令和元年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第4号）についてでございます。

本案は、水道事業会計予算の収益的収入を1,499万円増額し、補正後の予算総額を6億3,674万3,000円とするものであります。

主な内容は、旧簡易水道事業に係る長期前受金戻入の増額であります。

また、収益的支出を2,366万5,000円増額し、補正後の予算総額を5億9,251万4,000円としております。

主な内容は、台風19号災害対応費用の増額及び旧簡易水道事業に係る減価償却費の増額であります。

資本的収入は、273万1,000円を増額し、補正後の予算総額を4,866万9,000円としております。内容は、消火栓設置工事負担金の増額であります。

資本的支出には、102万3,000円を増額し、補正後の予算総額を3億7,252万円とします。内容は、経費節減のため下水道事業と一括発注した設計委託料に係る水道事業負担分の増額であります。

以上、議案第9号から議案第15号まで一括して提案理由の説明を申し上げました。何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 訂正があります。議案第10号の繰越金のところの後、歳出の保険給付費は、2,050万円増額になっております。申しわけありません。桁数をちょっと間違えてしまいましたので、訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

○議長（沼田邦彦） ここで総合政策課長から追加の説明があります。

石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 一部訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけございません。

一般会計補正予算書51ページになります。51ページの5、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み、当該年度以降の支出予定額の調書に関してですが、表のうち一番下、自家用有償バス運行業務委託3,535万2,000円でございますが、その財源内訳の中で、国・県支出金とするところを地方債の欄に載せてしまいました。561万円は国・県支出金の欄に移してごらんいただければと思います。

大変申しわけございません。

○議長（沼田邦彦） ここで暫時休憩いたします。再開を午後3時20分といたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時20分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それでは、令和元年の各会計補正予算でございますが、一般会計に絞って質問したいと思います。

39ページ、歳出のほうからいろいろと聞いていきたいと思っております。一番上に国有農地等管

理処分事務取扱事業費6,000円というのがあるんですが、これは何をやっている事業でしょうか。

続きまして、下段のほうの地籍調査費でございます。地籍調査事業が1,200万8,000円というふうにあります。令和元年度はどのような地籍調査の事業が実施されて、計画どおり進んだかどうか。例の宇都宮の法務局のほうの取り扱いというか、そのとおりスムーズにいつているかどうかも含めて説明をお願いいたします。

その下に鳥獣被害対策事業費というのが112万円、載っておりますが、令和元年度の特にいわゆる鳥獣、農家にとって非常に害のある鳥獣対策について、どのように元年度、成果があったか、中身について説明をお願いします。

次に、41ページでございますが、商工振興費の中で、プレミアム付商品券事業費というのがありまして、三角で9,940万1,000円となっております。前のほうの27ページには、雑入ということでプレミアム付商品券売払収入、これも7,600万円が減額となっております。さらには20ページ、21ページに商工費国庫補助金というのがありまして、プレミアム付商品券事業費補助金1,900万円が減額。プレミアム付商品券事務補助金が463万8,000円減額となっております。この辺の絡みが全てこれは三角になっているんですけども、どういうふうにこれは理解したらいいのか説明をお願いしたいと思います。

次に、災害関係でございますけれども、46ページ、47ページ、農地・農業用施設災害復旧費ということで、今回補正が4億8,716万円ということで補正がつきまして、10億6,516万円というふうになったんですけども、これについては8ページ、9ページの災害復旧ということで、約10億円が繰越明許というふうになってございます。これについては1月23日に臨時議会が行われまして、農地・農業用施設128カ所ということで、21億8,000万円でしたっけ、ということで議決されたものでございますが、その後、南那須地区、烏山地区ですかね、で説明会がやられたと聞いておりますが、現在その説明会をやられた後の感触はどんなふうな状況なのか、今後どういうふうに進めるのか説明をお願いしたいと思います。

あわせて48ページ、49ページでございますが、公共土木災害復旧費についても2億642万2,000円、文教施設災害復旧費についても219万3,000円、社会教育施設災害復旧費990万3,000円、その他の公共施設・公用施設災害復旧費というのでも1,100万円補正されておりますが、これらが繰り越して、補正の分だけが繰り越しているかなと思うんですけども、これらの事業を今後どのように進める計画なのか御説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 私のほうからは、2番目の項目の予算書の38ページ、39ページ下から地籍調査事業費の説明を申し上げます。

こちらは今回、1,200万8,000円という補正をさせていただきまして、左のほうの補正前の金額が3,342万9,000円で、今回1,200万8,000円ということで、4,543万7,000円という予算がございます。こちらの内容につきましては、予算書の8ページ、9ページ、市長の提案理由にあった中央Ⅲ地区、こちらは具体的に言いますと那須南病院付近なんですけど、こちらの事業費が今回、追加配分になりまして、その予算として4,543万7,000円のうち1,275万4,000円、地籍調査、8ページ、9ページの中ほど、こちらを繰り越しということで、ですからそれとその差額というのは、今回、中央Ⅲというものが来ているんですけど、その前に中央Ⅱということがありまして、そちらのほうの精算でその差が出ております。

あと、2番目の過去においての地籍の修正につきまして、こちらは単年度で終わる計画ではございませんので、ことし修正で2年目と、来年3年目ということで、一応3年目を目途に過去の修正のほうの業務を終了させてもらいまして、これは新たに令和2年度の予算には計上させていただきました。

以上でございます。

じゃあ、すみません、続けてやらせてもらいます。それでは、予算書の48ページ、49ページの公共土木災害復旧費、今回補正額としまして、2億643万2,000円ということで、こちらの補正は、12月とか先月ということで、今回、国のほうの査定が終わりましたので、満額計上ということで、左のほうを見てみますと、補正後の金額が2億7,542万2,000円ということで、こちらは国の査定が終わりまして額が確定しましたので、今回、正式にエントリーさせていただきました。

中身につきましては、こちら、主なところは大桶の運動公園の復旧費ですね。こちらは先ほどのとおり8ページ、9ページにお戻りになってもらって、全体の予算で2億7,542万円で、そのうち、8ページ、9ページの下から4行目、2億1,845万7,000円繰り越しということで、ようやく予算のほうを今回3月のほうに計上して、これから実施ということでございます。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 私からは、41ページ、プレミアム付商品券発行事業の減額、9,940万1,000円の減額について御説明いたします。

プレミアム付商品券は、対象となる非課税者、子育て世帯向けに5,000円の商品券を4,000円で1人5冊まで販売する事業でございまして、商品券が1冊売れますと4,000円が市の売払収入になりまして、これが使われると市が取扱店に5,000円を交付する仕組みで、不足する1,000円分については事業費補助金として国から交付される仕組みで回しておりました。

6月補正で、当初予算の要求段階で非課税世帯5,050人と子育て世帯450人、合計5,500人分で予算を計上しておりましたが、実際は子育て世帯450人プラス非課税者の1,937人が申請したところでございます。販売期間はまだ今月末までございますので、これらを想定しまして、歳入歳出も含めて1,700人の方が購入し、換金するだろうというところで、それで再計算したところでございます。

また、事務費につきましても、実際、使わなかった事務費、また郵送等工夫したことにより大分、当初見込んだ額より使用しなかった分を減額するというところで、この減額の金額になったところでございます。

○議長（沼田邦彦） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 御質問いただいた49ページの説明の欄の社会教育施設災害復旧事業費の219万3,000円についてでございます。

修繕料としまして、南那須公民館2階の研修室エアコンの修繕を行います。この予算が260万7,000円。あわせて館内の火災報知機の設備の修繕も伴いまして、これに10万5,000円。11節が271万2,000円でございます。

あわせて、委託料についても増減はございますが、烏山野球場の泥の撤去作業を現在、進めておりますが、入札が終わり、その減額予算。または南那須公民館の既に行ったステージ等の修繕等、それらの増減がございまして、トータル219万3,000円でございます、ページ戻りまして、繰越明許費の8ページから9ページの社会教育施設災害復旧事業費260万7,000円、これは公民館のエアコン修繕になります。

今後の見通しとしましては、6月末には完了するというところで今、進めております。

よろしく申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） 御質問の49ページの市有施設災害復旧事業費について御説明申し上げます。

こちらについては、市長の提案理由の中にもございましたとおり、宮原地内にあるレインボーハウスの解体撤去ということで、建物や遊具等の撤去ということで、更地化するということでございます。

今後の予定につきましては、指名選考委員会等で入札の進め方等を審議した後、入札、そして契約という形で執行する予定でございます。

○議長（沼田邦彦） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） それでは、農政課関係のお答えをさせていただきます。

まず、39ページ、国有農地等管理処分事業事務取扱事業費でございます。こちらは6,000円の補正をさせていただくことになるんですけども、内容としましては、こちらは戦後の農地改革によりまして国が取得した農地というのがございます。それを売買するまでに管理するのは市が委託を受けておりますので、そちらに係る費用の額の確定による増額になります。

それと、同じく39ページ、鳥獣被害対策事業費112万円のものでございます。こちらは実施隊の皆さんの活動が活発になってきております。それと、市内の住民の方からの、イノシシがどこどこに出たよという情報も、実施隊の活躍に伴いましてふえてまいります。実績としまして、1月末現在で235頭のイノシシが捕獲されております。昨年の実績が171頭でございましたので、大幅な増となっております。それに伴う補正予算でございます。

続きまして、47ページ、農地・農業用施設災害復旧事業費4億8,716万円でございます。御質問にありました南那須地区、烏山地区説明会をそれぞれ一度ずつ開かせていただいております。その中での感触、今後の進め方という御質問です。どちらの会場も60名から70名の方の出席をいただいております。

その中で、なかなか私どもも言いづらかったんですけども、ことしの水稻の作付については諸事情によりまして控えていただきたいということを話をさせていただきました。当然、皆さん、落胆する方が大勢いました。しかしながら、今後の復旧事業を進めていく中ではどうしてもそういったことをお話ししておかないと、今後、農家の方が準備を進めて、最後に作付できませんということになるよりは、前もってそういったことをお話ししておいたほうが農家の方のためになるのかということで、そういった説明をさせていただいております。

現在、復旧につきましては、実施計画書の作成が今月いっぱいにはほぼ仕上がってくる予定でございます。実施設計書ができましたら、今度は地域ごとに改修工事の発注をすることになりますので、地域の方々に説明をしながら、当然、地元の方も了解が必要になりますので、了解を得つつ改修事業、復旧事業を進めていくということになりますので、まだお時間がかかると思います。御了解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 大変丁寧な説明をありがとうございます。

歳出のほうでいきますと、とりあえず地籍調査なんですけども、さっきちらっと出ましたが、過年度分で積み残しになっているものがありましたよね。それについてはかなりいろいろ努力されていると思うんですが、スムーズに計画どおり進んでいるという理解でよろしいのか。その辺、もう一度。地元はもう1回やっちゃっているわけですから、もう一回、確認の同意をもらったり印鑑をもらったり、仕事がありますよね。そういうようなものが今度はおくれることなく進んでいるのかどうか、もう一度、御説明をお願いできればと思います。

プレミアム付商品券につきましては、これはまさに5,500人分、用意したけども、実際は1,700人であったと。これは消費税増税のために低所得者対策ということでやったわけなんですけども、実際にはこういう結果になるというのは私、前もって言うておきましたが、実際こういうふうになったということでございます。しからばこの1,700人分の経費については、おおむね国から用意されているもので全部済んだのかどうか、市のほうでは幾らぐらい負担したのか、もう一度、確認をしておきたいと思います。

次に、レインボーハウスでございますが、49ページ、1,100万円で解体を今後するというところでございますが、今、レインボーハウスは上境にある森林組合の、あそこは烏山支所というんですか、を借りてやっているとありますが、今後はあそこがレインボーハウスとしてずっと常駐して進めることになるのか。また新たなところを見つけるというようなことになるのか、その辺の考え方、もう一度、説明をお願いいたします。

先ほど関連で言うのを忘れていたんですが、10ページ、11ページの一番下に、農地・農業用施設の補助災害復旧事業ということで、2,700万円限度で起債をするということだったんですけども、これが廃止というふうになっておりまして、備考の欄に、農地・農業用施設単独災害復旧事業債へ変更というふうになっておりますが、これについてはどういようなことなのか、もう一度説明をお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） それでは、地籍調査についてお答え申し上げます。

地籍調査は、先ほど申したとおり単年度で終わるものではございませんので、平成30年から議会の承認をいただきまして、30年から令和元年、令和2年と3カ年計画で修正するというところで、今年度2年目が終わりました。

現在のところ、当初どおりの工程でいっていますので、令和2年度末までに終了ということで現在、計画しております。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） プレミアム付商品券でございますが、補正後の総額が5,177万9,000円でございます。そのうち一般財源は31万円でございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） レインボーハウスの今、移転しております那須南森林組合の事務所についての関係でお答えいたします。

御存じのとおり、建物については森林組合からの借り物であることや、全面的に使用となると建築確認等のいろんな手続が必要なこと、そういった費用負担も伴いますので、関係町であります那珂川町と協議をしながら、あくまでも今は居場所を確保するという観点でやったものなので、今後その移転の候補地とか進め方については検討してまいりたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 10ページ、11ページの地方債の補正の中の一番下の廃止について、説明申し上げます。

農地・農業用施設補助災害復旧事業2,700万円の廃止の理由につきましては、農地・農業用施設の補助の中に設計費が当然、単価として入っているの、地方債の起債は補助分については認められないということで県のほうから連絡がありましたので、廃止するものです。

ただし、農地単独として農業用施設分のみの設計については単独災として認めるということでございますので、1番の追加のほうに施設分の農地災の設計分ということで、新たに計上させていただきますのでございます。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○17番（平塚英教） はい。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 私は龍門ふるさと民芸館の改修について、ちょっと集中的に御質問をしたいと思います。

私は素人なので、この一般会計に含めず補正にした理由というのがちょっとどういうことなのかということと、着工が9月でしたよね。なので、ちょっとその辺も教えていただければと思います。

あと、金額が1億4,000万円ということで、入札はこれからになるんだと思うんですが、一括入札になるのか、建築工事、電気設備、機械設備、外構工事とありますが、別々に入札するのか。

それで、交付金をいただくということは多分、計画書というのがあるんだろうということとちょっと私、伺いましたので、そういうのを提示していただければなということとちょっと疑問に思ったものですから、その辺はどうなのでしょうかとということでちょっとお願いしたいと

思います。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 龍門ふるさと民芸館につきましては、国の補正予算である地方創生拠点整備交付金をもって整備することとしておりますので、当然、国の補正で申請がこの時期になってきますので、今から整備するということは、工期等を考えても今年度中には終わらないということで、繰り越しして事業をするようになっていくわけです。

次に、金額1億4,000万円ということで、当然、大規模改修につきましては一括して発注する予定でございます。そのほかの龍門ふるさと民芸館の工事につきましては、前日も御説明したとおり、龍門の滝公園の公衆トイレの解体工事というのを別個、考えておまして、それらについては別に発注していきたいと考えております。

計画書なんですけれども、計画書につきましては、地方創生拠点整備交付金をいただくための計画というのがございます。それに基づきまして、国のほうに申請をしている形になります。

○議長（沼田邦彦） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） 発注方法でございますけれども、この案件につきましては、まだ選考委員会等が上がっておりませんので、分割にするか一括するかにつきましては、その選考委員会の中で決定していきたいと思っております。

○議長（沼田邦彦） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） それで、やはり金額が大きいということで、これは共同企業体という形式はとるようになるのかお伺いします。

○議長（沼田邦彦） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） 金額的に共同企業体は編成なしと考えております。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○3番（堀江清一） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 3点ほど質問します。

高齢者福祉費、敬老会開催事業費85万8,000円、老人クラブ活動支援事業費19万4,000円の減額の理由を教えてください。

それと、あと教育情報ネットワーク整備事業費、先ほど市長の説明の中でもありましたが、各校にネット環境を今よりも強くするという、これは新たな5Gの環境、プログラム教育とかそういうのも含めてそういうものの整備事業かと思うんですが、ちょっと詳しく説明をお願いいたします。

また、そのページの荒川小学校のスクールバス運行費、江川小スクールバスの運行費、ちょ

っとこれを教えてください。

あと、最後に債務負担行為の部分ですが、ちょっと確認なんです、この前、説明はあったんですが、南那須中学校のスクールバス運行業務委託と、確認ですよ、これは前回の契約がこの3月で終わるから、新たに契約を結ぶという形でよろしいのか。それと、烏山中のはちょっと特定のところがあって、それで今度、結び直したという、それでいいのかの確認をさせていただきます。

また、南那須中学校のバス、今4台かな。小さいバスも入れると5台になるのかと思うんですが、もともと市バスだったバスがありますよね。温泉バスと言っていたバス。そのバスの運行業務委託はどこに入っているのか、ちょっと教えてください。

以上。

○議長（沼田邦彦） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） まず、敬老会の開催事業費の減額の理由でございますが、これは敬老会交付金の対象者及び会場について、額が確定したことから不用額を減額するものでございまして、主な理由といたしましては、予想より対象者数及び地区の減が主な原因になると思います。

それと、老人クラブ活動支援事業費、これの減の理由ですけれども、これもクラブ数、会員数ともに見込みより減少したための減額ということになります。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） 多少前後しますが、お答えいたします。

まず、45ページの荒川小学校スクールバスの運行費についてでございますが、こちらにつきましては、スクールバスのヒーターの温水ポンプの修繕ということになります。

それから、江川小学校のスクールバスにつきましては、主にはスクールバスの業務委託料を精査した結果、減額ということが主なものでございます。

それと、先ほどの債務負担行為のところの烏小、烏中のスクールバス、南那須中学校のスクールバスの関係についてお答えいたします。

まず、烏中につきましては、期限が満了になったものを2台ということでの契約となります。

それと、烏小についてはさきの議会のときにお話しした契約解除に伴うものでございます。

それと、最後の南那須中学校の市有バスの運転業務については含まれているのかということなんです、こちらについては含まれておりませんが、今後、審議をいただく令和2年度予算で単年度契約ということで今後、業者の選定等を行う予定でございます。

それと、最後になりますが、教育ネットワークの関係の内容についてお話し申し上げます。

これにつきましては、国のほうで考え方としては令和の時代にふさわしい学校のICT環境の整備ということで、児童1人1台の端末を整備するという前提で、高速大容量の通信ネットワークを全国一律に整備して、多様なお子さんたちを誰一人、取り残すことのない形で学校現場のほうでそういったものを充実させるという趣旨で、GIGAスクールという構想の中で、考え方としては学校内の通信環境の整備と、それから1人1台というパソコンの配備ということで今回、示されたところですが、実際、予算上はそのうちの各学校内のネットワーク環境の整備ということで計上してあるものでございます。

内容としましては、国のほうで示されている基準に基づきまして、あくまでも概算額でありますけれど、校舎が幾つかに分かれている学校等のものを、概算ということでつかんだ金額で7校分ということで計上したものでございます。

内容としては以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 高齢者福祉については了解しました。

今、GIGAスクールという考え方はネットワークの構築のためのお金だと。パソコン代は全然含まれていないという今、説明だったと思うんですが、これは総額的にはそうすると、その後パソコンを導入すると、令和3年、4年ぐらいまでかかってやるんだと思うんですが、総額は3億円とか5億円の事業になるんじゃないかと思うんですが、もう一回その総額、見込みがもう出ているでしょうから。学校にどれだけ設置してというのは。

それとバスの件は、確認した限りでは南那須中学校のもともと市バスとっていたバスはまだ業務委託をこれからするという形で、ほかの中学校の小学校のバスでも、市の業務委託、市バスに、市の所有物で運転業務委託というのは今どのぐらいあるんでしょうか。あわせてお願いします。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） それでは、学校教育ネットワーク整備事業のほうに関してお答えいたします。

先ほど課長のほうから御説明したとおり、今回の予算は学校内の無線LANを10ギガで整備するよというのが国のほうの方針ですので、それに沿って、鳥小とか鳥中の大規模校を一応ベースとして、7校分、予算を立てたものでありまして、学校によっては小さい学校もありますし、また小さくても校舎が入り組んでいて配線が長いというようなところもありますので、一応大規模校をベースにして7校分ということで予算を組んでおります。

それから、パソコンについて概算というのはちょっとまだ出ておりません。正直なところ、国のほうは1台当たり4万5,000円程度を補助すると。ただ、どういう機種を選ぶかとい

うのでまた全然違ってしまいますので、ある程度、今後の運用の中で、新たなソフトが出た場合に入れられるようなやはり容量も持っていなければならない。なおかつ、逆に言うと今度は結構、新機種のパソコンの更新が激しいので、だから余り長い間、使うのも前提でもどうかなということで、現在、先日ダイナブックのほうでK50というものですか、が全国紙に出ておりましたけれども、かなりメーカーのほうでもそれに合わせて現在、学校に適用した、また学校環境だけじゃなくて学校用のソフトに特化したものをつくっているの、現在パソコンのタブレットと書いてありますけど、実際の仕様は外れてタブレットになると。キーボードがないとだめということなので、そういうふうな形のもので今後どのような機種を選ぶかというのは、いろんな御意見を伺いながらやっていくということで、総額については現在のところまだ決まっておられません。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） バスの関係でお答えいたします。

先ほどお話のあったバスの業務委託の関係で、運転業務ということでなんですが、このほか9台あります。9台の内訳は、先ほどの南那須分の業者の運転業務をお願いする1台分を除いたものが2台、そのほかにシルバーのほうをお願いするものが7台ということで予定しております。

それと、今、教育長のほうから答弁申し上げた点につきましては、これからパソコン等の規格等については、仕様とかやっぱり学校ごとに違っては問題がありますから、その辺をよく関係者と詰めた上で配備ということで、令和5年度完了目標ということで、段階的に進めていくことになろうかと思えます。

○議長（沼田邦彦） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 令和5年度ということは、3年後ですかね、目途に始まるということで、やはり今回の一般質問でも、プログラム教育について質問される議員も数名おられますので、やはりこれから5G、IoT社会になってくる中で、子供たちの中でも、我々の世代はもうなかなか使いにくいところも、本当に我々の子供の世代はぱぱぱっと今、ネット環境をうまく利用しているいろいろなことがもう始まっていると思います。多分、教育長なんかよりも、言葉は悪いけども今の小学生のほうがいっぱいできると思います。

その子たちが、やっぱり将来、那須烏山市にどれだけいいことを落としてくれるか、そういった教育も含めて、ネットワーク構築、できるだけ早く、予算がつけばつくほど早く整備いただきますようお願いいたしまして、答弁は結構でございます。ありがとうございます。

○議長（沼田邦彦） 13番久保居光一郎議員。

○13番（久保居光一郎） ただいま上程されております議案一括の部分について質問をさせていただきます。

まず、一般会計補正予算5号の中からでございますけれども、先ほど同僚議員が質問されました龍門ふるさと民芸館の大規模改修について、4点ほど伺いたいと思います。

まず1点目は、これはこの補正予算の8ページに、繰越明許で1億4,774万4,000円と書いてあります。それで、その後ろのほうの41ページには95万円の差なのかな、1億4,675万4,000円ということで、95万円の差があるんですが、なぜこれは違うのか、ちょっとこれは教えていただきたいと思います。

それから2番目は、1億4,700万円近くの費用がかかるわけでありましてけれども、これのうち、先ほどの同僚議員の質問からすれば国の創生資金ですか、これが恐らく2分の1が出ると。そのほか、また地方債とかというようなことで財源の内容が書いてあるわけですが、実際に市の税金を使うのは幾らぐらいなのか、もしおわかりでしたらば教えていただきたいと思います。

それから3番目は、この規模を、大規模改修をするに当たり、普通、民間はやはり費用対効果を考えますから、この大規模の改修をする1億4,000万円、会社として資金を創出するということは、どういうビジョンで、どういう戦略でそれを建てたら、どのくらい回収するのか。これは観光の事業でもありますから、環境の整備も含めてでありますから、そこまでは要求しないにしても、これを立てた後のしっかり確固たる戦略があるのか、ビジョンがあるのか、どんなイベントを想定しているのか、もしあったらば聞かせていただきたいと思います。

それから4つ目は、これは大変、私のひとりよがりの勝手な意見で申しわけないんですが、この前、全協のときにいただいたこの龍門ふるさと民芸館の大規模改修工事について、イメージ図がありますよね。2ページに。これはどこで誰がこういうイメージ図を描かれたのか。専門家をお願いして、ここへこのイメージ図を挙げたのか、それとも担当課のほうでその辺のちょっとあったものを見繕って入れたのか、それをお聞きしたい。

私に言わせれば、これは何か、1番なんかはどこかの外国のあれで、こういう絵なんかを見ても何か物すごく安易な感じですよ。こんなので1億円、全体であれですけど、1億4,000万円もかける、全く夢のない絵だと私は思うんです。皆さん、どうお考えなのか、これは市長も含めて、担当課長も含めてちょっとお伺いします。こういうところは大事なんですよ。イメージは何でもいいや、その辺のものを持ってきてとか何とかというのであれば、私は失望せざるを得ない。その所感について伺いたい。

それからもう一つは、先ほど同僚議員の質問で、なぜ1億円以上の事業なのに共同企業体を組まないのかと、組めないのかと言ったら、それは組まないということなんですが、1億

4,000万円でもなぜ組まないのか。それは法的に組まなくてもよいとか、組むべきではないとか、何かそれに関する明確な条例とか何かがあるのかどうか。あったら伺いたいと思います。

申しわけございません、龍門ふるさと民芸館の大規模改修については、以上の部分であります。

それから2点目として、スクールバスの運行についてであります。これは既に違う業者がスクールバスの運行にも当たっているかと思うんですが、聞くところによると、A社、B社とも一昨年の春から動いている部分については運行できない。だから今回、切りかえるんだということだと思うんですが、烏山のほうの部分で私が前に指摘したとおり、関東陸運局のほうに申請しない、恐らくとうとう許可がおりなかったんだと思うんですが、その分、やはり毎月、毎月の支払いが、高く払っていたんだと思うんです。その分はしっかりと返済されるめどは立っているのかどうか、それについて伺いたいと思います。

それから3つ目は、34ページ、これも一般会計のほうでございます。生活保護費5,256万3,000円の中で、かなり増額になっているんですが、総務費、それから生活保護扶助費の内容について、先ほどちらっと市長のほうからの説明もあったかと思うんですが、ちょっと詳しく説明が伺えればなと思っております。

4点目は、熊田診療所の会計についてで、議案11号ですね。これでこの中を見ますと、診療収入が200万円ぐらい落ちていきますけれども、いつも適宜、私これ、質問させていただくんですが、余り診療収入は上がらない傾向なのかどうか、その辺について担当課長、それから市長もどのような見解を持っておられるのか、もし所感があつたらば伺いたいと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） ちょっと順番が違ふかもしれませんが、マイクロバスというかスクールバスの運行について、議員から9月議会、12月議会で御指摘があつた点かと思ひますけれども、運行につきましては、いわゆる特定の認可がとれなかつたということで、市が、今からいうと一昨年になりますかね、運行して、特定の料金しか払っておりませんでした。高いということではなくて、安いほうでしか払っていませんでしたので、一応、陸運局その他、弁護士と相談した結果、陸運局は、さかのぼって一般運行バスの料金で払うべきだろうと、そういうふうな話が出ましたが、12月議会と、それから先日、全協でお話ししたように今回、別な会社で全部落札ということで、差額につきましては元の運行会社とこちらからの慰謝料といひますか、損害賠償の請求額と、特定と一般の差額を相殺するというひことで、市からの持ち出しは全くございません。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 前後して申しわけございません。私のほうからは、生活保護費の増額についてお答えいたします。

まず、生活保護総務費でございますが、これは生活保護費国庫負担金の額の確定に伴う精算金ということになってございます。

あと、生活保護扶助費のほうでございますが、これは生活保護の扶助費の中で入院等による医療の扶助費が増加したものですから、それに伴う増額補正ということになりまして、なかなか医療費の算出はちょっと予想が困難なものですから、医療費のほうがふえたので増額ということになったということでございます。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） 共同企業体の質問が出ましたので、お答えしたいと思います。

市の建設工事共同企業体取扱規程に基づきまして、大規模建築工事につきましても3億円以上のものという基準になっておりますので、この基準に従いまして発注をしていきたいと思っております。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 龍門ふるさと民芸館の、まず補正の額と繰越額が99万円ほど差があるということで、こちらにつきましては、現予算の委託料に残額がございますので、それらの分も含めて繰り越すということで、99万円の差が出ているところです。

次に、繰越額の1億4,774万4,000円のうちの一般財源をどのくらいかということで、国の地方創生拠点整備交付金と地方債を除きますと、1,424万7,000円が一般財源という形になります。

次に、大規模改修をする際のビジョンということで、地方創生拠点整備交付金を申請する上で、龍門ふるさと民芸館の整備コンセプトとしまして、龍門ふるさと民芸館を本市における通年観光の拠点に位置づけまして、農産物をはじめとする特産品等や、特産品等を活用した加工品を販売する物販スペースを見直すとともに、地元の食材を活用した飲食物を提供できるカフェをオープンするため、事務室を改修し、新たに厨房施設を整備して収益の増加を目指す。また、地元と連携しまして、新鮮な農産物等を提供してもらうなど地産地消を推進し、地域内の調達率を向上しまして、地域経済の活性化による好循環を生み出すという形をコンセプトにしております。

計画上としましては、現在の売り上げを5年後には1.9倍ほどにしたいという、計画上で

はございます。

イメージ図につきましては、そちらの地方創生整備交付金の申請のコンセプトと合わせたものを設計業者のほうにお話ししまして、イメージを作成したのになります。

○議長（沼田邦彦） 皆川市民課長。

○市民課長（皆川康代） では、熊田診療所についてお答えいたします。

まず、診療収入の減少というものの中で一番大きな要因としては、患者さんの数が減っているというところがございます。

まず令和元年度の4月から12月末までの患者数、これはレセプトの件数によるんですけども、2,315人でした。平成30年度の同時期の患者さんの数は2,488名いらっしゃいましたので、この9カ月間ですかね、ここで173名減っているということになっております。

また、診療収入については、一番大きな要因は先ほど言った患者さんの減少ですけれども、受ける医療の内容によっても大きく変わってくるものだと思うんですね。お薬を出さないとか必要がないということになってくると、その部分についても診療収入については減ってくると思われれます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） まず、今、市民課のほうからお答えがあったので、熊田診療所のほうから答えさせていただきます。

私もずっと議員のときから、熊田診療所については収益がなく、本当にこのままでいいのかと思っていましたので、今後、診療所を閉鎖するというよりは、もしもでしたら有我先生個人の診療室経営をしていただき、うちのほうから運営費を出さないということもできることはないのかなと相談をしていきたいと思っております。あわせまして、七合診療所のほうも同じなので、診療を先生方自身でやっていただく病院にさせていただき、診療所を私どもで運営費を出すということは手を引かせてもらえるようにはできないのかを来年度かけて相談していきたいと思っております。

その分を、那須南病院の運営費とか、逆に言ったら那須南病院の改修費に充てられたら、それで改修とかが進められるのかなと思っております。ただ、両方とも先生御自身と経営がありますので、その辺は相談させていただき期間が必要かと思っておりますので、決定事項ではありませんので、その辺は御了承していただきたいと思っております。

また、龍門ふるさと民芸館のほうですが、屋根とか壁とかトイレとかの改修に伴いまして、大きな額が動きます。そのときに意義がある改修をしたいと思ひまして、内装も変えると。そして、せっかくお客さんが一番来てくださっている、入込み人数も多いところではありますが、

何も買ってもらうものがなく、今、正直言っておみやげ品も精査させていただいております。進んでいないのは事実です。私も何回も行っても、お土産の場所も変わっていませんし、数も減っていません。それもわかっております。ですから変えていくための人の流れを変えたいがために、軽食ができるような場所をつくってもう少し商品を見ていただけるような形に変えたいと思っております。

今回の出てきましたイラストは、別にそれで作るというわけではなく、こんなものですよという案だけなので、デザインとか設計とかは今後、考えていくものだと思いますので、その辺は御了承いただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 13番久保居光一郎議員。

○13番（久保居光一郎） 再度質問をさせていただきます。

まず、今の龍門ふるさと民芸館以外の件については了解でございます。

この民芸館の大規模改修について今、副市長のほうから、これは共同企業体ではやらないということでした。それから、担当課長のほうからは、実際1億4,700万円のうちに幾ら市から支出があるのかといたら、1,424万円ぐらいだということなので、国のお金で、それはこの残りという1億3,000万円ぐらいですか、いただくだけでも、それはもらえるからいいやじゃなくて、やはりこれも税金ですから、そういうお金の価値をよくかみしめていただきたい。それをもらえるからいいや、うちのほうの市は1,400万円ぐらいしかかからない、1億4,000万円も10倍の事業ができるんだよというふうなことになるのかと思うんですが、やはりそれはよく考えて、市の市税はもちろん市民の税金でありますけれども、国から来るものもみんなこれは税金でありますから、そういう考えのもとに、これは全部ペイできるようにしろということじゃないですけど、そういうこともしっかり考えていただきたいと思えます。

それから、川俣市長も今年度の当初でしたか、いろんな市の観光振興についてはことしで総仕上げをしたいということでもありますけれども、このぐらいでの総仕上げだと、私は市長に期待していたものはもっと大きいものがありましたので、こんなので……、これから継続してやっていかれるのは重々わかっていますけれども、ちょっと残念かなと思えます。

それから、このイメージ図なんですけど、これは企業から恐らくこの企画設計を出しているところか何か知りませんが、こういうもの、それは見方は違いますから、これが、いや、物すごくかっこいい絵だと思う人もいるかもしれませんが、私は違うと思う。本当にこういうものしか提供してくれないようなところでは、私が担当者だったら、何でこんなものを持ってくるんだ、もう一度きっちり描いてくれと。龍門の滝の滝だけじゃなくて、その周りの情景もきち

んと考慮したものを描いてくれと。これは何か私が見ると、外国人が売店の中に入っているような感じに見えるんです。皆さん、後で見てみてくださいよ。こういうのに感性的におかしいと思わない方がみんないらっしゃるのであれば、私が狂っているのかもしれない。皆さんもどうぞ客観的に見ていただきたいと思います。

その辺の所感はいかがですか。市長と担当課長に伺いたい。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） イメージ図につきましては、先ほども申し上げたように地方創生拠点整備交付金申請の内容と合わせた形にしましたので、そういった形になっております。中に入っている人が外国人みたいだと言われれば確かに外国人っぽくは感じております。

以上になります。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） あくまでもそれはイメージ図なので、それを全く同じものをつくるつもりはありませんので、その辺、御了承ください。

○議長（沼田邦彦） 13番久保居光一郎議員。

○13番（久保居光一郎） これは市長、市長が見ても……、だから私が狂っているんだね、それじゃね。こんなの出すんじゃないよと、議員に出すにしても何にしても、これで提案するのは出しにくいよと考える人があっていいと思う。私みたいに狂っている人がいてもいいと思う。1人や2人。

これをすんなりこのまま載せて我々に見せるというのは、そういう……、私が変わっているんだけど、夢を感じない。ああ、そうなんだな、これからこれで商品開発して売ったり、龍門の滝の景観もこのテラスから見えるんだと。いや、楽しいな、今度できたら楽しみだなというワクワク感を私は感じないんですよ。こういうところまできちっと行政の中に、美的センスがある方ばかりなんだろうけども、私みたいに狂ったようなのが1人や2人いていいんじゃないのかなと、そういう人がチェックしてもいいんじゃないのかなというのを私は今回、感じました。

答弁は結構でございます。

○議長（沼田邦彦） 質疑途中ではございますが、ここで暫時休憩とします。再開を午後4時半といたします。

休憩 午後 4時22分

再開 午後 4時30分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、先ほど13番久保居光一郎議員の質疑に対し答弁の訂正がございますので、商工観光課長から追加答弁があります。

小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 先ほど市の一般財源の件で修正をしていただきたいところがございます。

地方債の半分は交付税算入されるんですけども、残りの半分は市の負担となることから、合計しますと4,759万7,000円が市の持ち出しとなっております。

○議長（沼田邦彦） 本日の会議時間は、あらかじめ延長します。

質疑を続けます。

11番田島信二議員。

○11番（田島信二） 予算書の37ページ、予防接種事業費100万円、高齢者予防接種事業費100万円、風疹予防接種事業費200万円、これ全部、マイナスの補正なんですけど、何ででしょう。

あと一点、浄化槽設置事業費435万8,000円、この4点です。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 37ページの予防接種事業費、マイナス100万円、これにつきましては、予防接種補助金の支出額が見込みよりも下回ったため、その分、減額補正をしておるところです。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 高齢者予防接種事業費、また風疹予防接種事業費の減額の理由でございますが、どちらとも接種者数が当初の見込みより下回ったための減額補正ということで、予算の性質上、なかなか足りないというわけにもいきませんので、ちょっと多目に見積もっているところもございますので、そういったことが原因で減額ということになってございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤光明） 37ページの浄化槽設置事業費の減額435万8,000円につきましても、見込みより設置数が少なかったことにより、減額となります。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○11番（田島信二） はい、了解しました。

○議長（沼田邦彦） 10番相馬議員。

○10番（相馬正典） 時間が迫っていますので、1点だけ、すみません。37ページに、先ほど塵芥収集処理費、これは災害のごみだという話がありました。それに伴いまして、歳入のほうで国庫補助金が7,193万円というふうな計上をされております。以前の話ですと、ごみの災害についての補助率はもうちょっとよかったのかなと、まだこれは国庫補助金とか県の補助金とかとして入ってくるものなのかなというふうに、ちょっと教えていただきたいと思っています。

それで、そのうちの1億円は来年度に繰り越しというような形でよろしいんですね。

以上、確認です。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） まず、国の補助につきましては、補助対象経費の半分が国の補助ということになります。残りの半分は一般財源になるんですが、そのうち地方債の特例を使いまして、今回、予算書の10ページに災害対策債という金額が計上されております。1億1,170万円ほど。それを充てまして、残りの分が一般財源ということになります。

繰越をかけている分につきましては次の年度の事業となりますが、現段階ではそれが今回の災害に対する費用になっておりまして、それ以外の新たな国の査定というものは現段階ではないとされているところでございます。

ちなみに、今回の災害ごみに係る総事業費は2億3,447万2,000円を見ているところでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○10番（相馬正典） わかりました。ありがとうございます。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 2点だけお伺いいたします。

まず、47ページの学校給食センターの運営費、これが増額になっている理由がまず1点と、先ほど来の龍門ふるさと民芸館の大規模改修工事についてなんですが、改修に当たってのコンセプトで、外国人観光客に配慮した多言語ということがございますけれども、この多言語というのは、英語、中国語等ございますけれども、どのくらいの言語で表示されるのか。

また、ふるさと民芸館、龍門、民話ですね、あとふるさと、そして民芸という、こういう名前の名称からして、和のイメージがあると思うんですが、それに合わせて、主な改修工事では和室会議室から多目的スペースにするという、このふるさと民芸館という、令和でもありますし、和のイメージのコンセプトと名称と、やろうとしているこのコンセプトに若干そごがある

ような気がするので、那須烏山らしさというとなんかどうなのかなと。あと、多言語表示がかえってきらびやかであったりとかするので、和のイメージからすると、どこまで外国人に配慮すればいいのかという、その辺のバランスとかコンセプトについてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（沼田邦彦） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） まず、学校給食センターの費用についてお答えいたします。

こちらにつきましては、センター内で使用している厨房機器や配管等の修繕工事費となります。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 龍門ふるさと民芸館の改修コンセプトにおける多言語表示につきましては、現在のところ英語表記の観光案内板というのを考えておるところです。

また、和のイメージということで、もともとの龍神洞であるとか、3階の龍の天井がかかっているところにつきましてはそのまま利用する予定ですので、和のイメージが残るのかなと考えております。

和室につきましては、もともとその和室は滝自治会の公民館として使われていたところでありまして、そちらのほうを和室からテーブル、机が置ける洋風なつくりに変えまして、滝自治会で使用していないときには観光客が休めるスペースとして利用したいと考えている形なものですから、そのような形にしたところでございます。

○議長（沼田邦彦） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） そうしますと、多言語表示については英語表記のみということでしょうか。

それとあと外国人インバウンドであれば、どうしても日本に来ているんですから、和のイメージというと、濡れ縁を置いたりとかそういう工夫があってもよろしいかと思うんですが、その中で、座るところの、多目的スペースでありましてもお休みするところに、それが日本らしさとか烏山らしさが出るんじゃないかと思いますが、そういうお考えがあるかどうかもお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 細かなテーブル、椅子については、和のイメージを持って検討していきたいと考えます。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○1番（青木敏久） 了解です。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 一つ一つの中身というよりも、ちょっと教えてほしいので質問いたします。

それは会計のルールです。今回、ことしのというか、ことしの補正予算で災害関係十何億円、補正を承認しましたけども、それを実行する場合に……、ごめんなさい、その予算はとっても土木関係九十何%は戻ってくる。農業関係だと9割かな。要するに戻ってきますね。その会計処理というのは来年になってしまうのか。そうすると、それというのは今年度の会計処理をすることになるのかなと。

今回、繰り越しの額が17億円ありますけども、これらは当然、ことしの事業として、来年の予算には入らないのかなと、この辺の関係で、実際に仕事をやるのは来年、またさらにその次の年にもまたがるのかなと思うんだけど、でもそれは会計処理上はことしの会計処理を実行するのかなと。

何でこんな質問をしているかという、これを実際に工事をやったときの処理をしようとする、来年度の全体の予算が膨らんでしまうということがあって、せっかく百何億円で何%というものが狂ってしまうので、大変影響があるのかなと思うので、その辺のルールをちょっと確認したいので、教えてください。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 会計的な制度で説明させていただきます。

まず、予算書のほうに繰越明許費が19事業17億円ほど載っております。これにつきましては、通常、会計は単年度主義でございますので、その年度で完結するというのが通常でございますが、会計の特例として、繰越明許費が制度上、許されているということでございまして、ここに載っている事業の金額を翌年度に繰越予算として計上いたします。ですからこの前、説明した当初予算とは別に、繰越予算というのが来年度予算の中には発生します。ですので、小堀議員おっしゃるように、109億8,000万円プラス17億6,800万円の予算が来年度、発生するというところでございます。

これに伴う財源も伴って、翌年度に繰り越しますので、来年度の決算書の中には、当初予算で載せました109億何千万円プラス17億何千万円の1つの決算書として、来年度の決算が結ばれるということでございます。

なお、この繰越明許費をまた繰り越すということは事故繰り越ししかできませんので、来年度中にこの予算は全部完結するという予定の制度になっております。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） そうすると、議会承認に必要な最終的に今年度の決算はこうですよというときには、今言ったように翌年に繰り越さないで報告するわけですよ。だけど実際には

その報告はもうないのかな。結構遅くなるよね。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 今回、繰越明許費で出していますのは、いわゆる繰越額の限度額を示しておりますので、次の議会、6月の議会にはこの繰り越した内容の実際の金額、繰り越した金額の報告がされると思います。

その金額で、来年度の予算と合わせて執行いたしますので、その報告といいますか、決算額については、来年度の決算書にしか出てこないというのが今の制度上でございます。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 幾つか質問したいところがあるんですが、時間がないということなので、龍門ふるさと民芸館の件に関して、また私から質問させていただきたいと思います。

こちら、皆さんよく口々にされているのが、予算がかなり大規模で、コストパフォーマンスから考えて、費用対効果に見合うのかということをおっしゃっているんですが、こちらに関して、まずその事業規模とかに合った建物につくり直すとかということはそもそも検討されなかったのかということと、あと、この事業計画に関して、こういうふうにコンセプトの画像が、滝に行くのにヒールを履いた画像がこう上がっているわけなんですけど、こういうことに関して、主にどういう方の意見を取り入れて設計屋さんこういうお話をお渡しされているのかということに関して教えてください。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 施設の解体について検討したかということでございますが、解体については検討しておりません。施設の長寿命化を図るために、まず大規模改修をしようということで、このままほっておけばいずれは解体せざるを得ない状況になってきますので、それを少しでも長くもたせるための大規模改修という位置づけにしておりましたので、解体のほうは検討しておりません。

次に、イメージ図のお話なんですけれども、こちらは設計業者に、誰が計画したかということなんですけれども、地方創生整備交付金を申請する際に採択されるようなコンセプトを商工観光課内で検討したところでございます。

それによりまして、今の物販スペースだとなかなか厳しいので、稼げる観光を目指すためにはどうすればいいのかということを考えてまして、こういったイメージ図のような形を検討したところでございます。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 解体はそもそも検討しなかったということなんですけど、私も、御存じ

かもしれませんが一応、不動産業をやっております、25年たった建物というのはよくほとんど資産価値がないとか、一般の住宅の話ですけれども、よくされていて、そうすると大規模改修するか解体するかとか何かそういう話になってくると思うので、本来、解体してほかの規模に合った建物につくり変えるということは十分考えるべきだったんじゃないのかなと思います。

この予算規模に関しても、これは1億4,000万円、こっちの全協でいただいたものでは「以内」と書いてあるんですが、こちらはトイレ解体工事や改修工事、外構も含まないんでしたっけ。ああ、外構は含んでいるんでしたっけ。解体とか改修工事、施工管理が含まれていないということなんですね。

それでこれ、1億4,000万円という本当に微妙な金額でして、これ全部合わせると、多分1億5,000万円以上行くんじゃないのかなと思うんですが、そうすると議会の議決案件に本来はなったのかなと思うんですが、なのでそこら辺に関してちょっとお伺いしたいです。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） まず、大規模改修に関しましては、設計の規模で申し上げますと1億3,359万5,000円というのが大規模改修に当たります。端数の関係で、予算規模としては1億4,000万円を要求したところでございます。

そのほか、別に発生するものとしましては、工事の施工管理を業務委託で発注したいと考えておまして、それにつきましては別個、委託料ということで金額をとっております。さらに龍門ふるさと民芸館の北側に公衆トイレが現在あるんですけれども、そちらは龍門ふるさと民芸館を整備したとほぼ同時期ぐらいに公衆トイレを設置したと思うんですが、そちらも大分、老朽化が進んでおることから、今回24時間対応のトイレを設置するというので、合わせてそれらのトイレの解体工事費を入れております。もう一つ、警備契約については、現在も別会社に委託しておるんですけれども、それらの警備の費用も別個、警備の委託費としてとっております、それらを合わせた額が全部の繰越額1億4,774万4,000円という形にしております。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） あと、先ほども夢仕掛人の久保居議員が、やはりこういう大規模な予算のもので、こういうふうに議会で説明……、人を説得するのであれば、やっぱりコンセプトだったり見せ方というものにはこだわらなきゃいけないのかなと思います。実際、それができなければ全く意味がないと思うんですけれど、そういうふうに企画を練った上でやらないと、先ほども売り上げの目標が従来の1.9倍、現状に比べて大体900万円くらいお考えなのかなと思うんですが、ちょっとそういうのが甘くて、実際そういう中で今後、今、指定管理の方、

決まっていると思うんですけど、その火中の栗を拾うような、そういう事業者の方というのも、事業者に対してこれ、いろいろ募集したりいろいろ話をしていかなきゃならないと思うんですが、そこら辺、どうなんでしょうか。ちょっとざっくりした質問で申しわけないんですが。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 事業者に関しては、令和2年度中、工事がかかりますので、その間に指定管理者の観光協会と協議してまいりたいと考えております。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） まずは塵芥収集処理費、これの今現在、先行して進んでいる分があるのかなと思うんです。現場へ行きますと、バックホーで箱に入れて持って行って、その契約の状況や現在の進捗状況、その辺はどのようになっているのかという点と、農地・農業用施設の災害復旧事業でございますが、これについては2つあるのかなと。1つは、今年度には作付できると、今年度というか、来年、作付できるところと作付ができないところと、あとは水が行かないで、例えば畑だったらつくれるんだけれども、田んぼにはできないんだというような、どういう種類に分けられるかわかりませんが、そんなような種類に分けられるのかなと思うんですね。大体、何ヘクタールずつそういうふうになっているのかなと思うんです。

あと、ふるさと民芸館なんですが、これはもう議論が尽くされましたので、1つお願いをしたいなと思うんです。私、どういう計画になっているのということで全員協議会でお話をさせてもらいました。そしたら、計画はまだできていないんですよ。それで、単刀直入に言いますと、交付金をもらうのに計画ができていなくて、もらえるんだったらばもらってみてちょうだいという話、絶対もらえないと思うんですよ。だから交付金をもらうための計画はこういうふうになっていますよというぐらいの説明はせめて、議員はあんまりお利口じゃないのかもしれないんだけど、言ってもらわないと納得がいかないなと思うんですね。

そういう中で、数字があって、プレゼンして我々を納得させないといけないということなんだと思うので、何らかの資料的には、国に出した資料なんだから隠さなくたっていいわけなので、そういうところをやっぱりしっかり出してもらうというようなこと、今後はそういうふうにしてもらえるかどうかということについてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） まず、37ページ、塵芥収集処理費の今回の災害に係る分でございますが、既に10月に専決、12月に補正予算を組ませていただいております。

また、今回3月に最終的な国査定も終わりましたので、その分について計上させていただき

ましたが、現段階で業務委託料で申し上げますと、18の業者に対して15の業者については契約済みでございます。また、単価契約でほぼやってございますので、処理した費用分のみ支払っているというような状況でございます。残りのまだ契約がされていない業者は、今年度の末までの事業、また、繰り越す分を想定して今後、契約を結んでいく予定となっております。

進捗状況でございますが、旧境小学校は、表土整理等は既に終了しております。岩子の南那須運動場につきましては、現在ほぼきれいになったんですが、少しガラス破片等がまだ残っている状況なものですから、そういったものについて今後その撤去作業を入れるか、もしくは違った形で対応するか今、検討中でございます。

緑地運動公園につきましては、金属類のみほぼ残っておりまして、それ以外はきれいになってございます。今週から業者が入ってまいりますので、ほぼ3月までにはきれいになる予定で考えてございます。

大桶運動公園につきましては、3月いっぱいまででは瓦れきまじりの土砂以外はきれいにする方向で今、作業を進めているところでございます。瓦れきまじりの土砂につきましては今、受け入れ市町村との事前協議をしているところでございまして、3月中旬ぐらいまでにはその辺が整う予定でございますので、やはり繰り越しをかけた分だけ翌年度の作業として対応することで考えてございます。

大桶運動公園につきましても、この後、大桶運動公園の復旧工事等々も入ってくる予定でございまして、4月、5月、2カ月ぐらいをめどに作業がきれいにいけばいいかなというように今のところ考えているところでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 御質問いただきました農地・農業用施設災害復旧事業費についてでございます。

作付ができるか、できないかというところで2つに分けられるというお話をいただきました。面積でいいますと、こちらは国の査定設計時の合計の面積になりますが、165ヘクタールになります。約165ヘクタールでございます。

こちら、165ヘクタールの田畑につきましては、先日の説明会では作付を控えていただくというお話をさせていただいております。しかしながら、実施設計書ができてまいりますと、こちらの面積につきましては減ってくるのが予想されますので、実施設計書ができ次第、答弁重複しますが、地元の方々と話し合いをしていきながら、より細かに作付できる筆、そういったものを相談しながら事業を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 龍門ふるさと民芸館につきましては、地方創生拠点整備交付金の申請の計画につきましては当時からできていたものですが、それを示さなかったのは大変申しわけございませんでした。以後、気をつけますので、すみませんでした。

○議長（沼田邦彦） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

農業用施設、まだ固まっていないということで、まずはお願いはしたけれども、作付できる場所も、これ、あんまり期待すると、期待していてずっとけると大変なんですけれども、できるだけ頑張ってください、農家の方に対応していただけるようにしていただければと思うんですが、もう一つちょっと話で、もう締め切りは終わっちゃったんですけど、いや、実のところ水中ポンプが壊れていたよとか、大丈夫だったと思ったんだけどというようなことで大きな被害が残っちゃったとか、取り残されちゃったというような場合、これはやっぱり再度、災害復旧に申請するというような、そんなことは絶対できないんでしょうかね。その辺。

あと、龍門ふるさと民芸館、これみんなで言うんですが、情報はしっかり出していただいて、申しわけないんですが、これ、計画も交付金をいただくために、ある程度よくお化粧してやっぱり出したので、あんまりこれ、出したくないんだというところが本音だったんじゃないのかなと思うんですよ。そういうときにはちょっとお化粧して口紅つけたり何かいろいろしているんですけどぐらいのことを言いながら出してもらえれば、後々騒ぎも少なくなるんじゃないのかなと思います。

それと塵芥処理なんですけども、単価契約というお話、いただきましたけども、まず1つ大きいというと、広域行政の話の中で、塩谷広域に出してもらっている分が1つあるのかなと思うんですよ。そのほかにどこか知りませんが、ウィズウェイストジャパンとか、あとはどこか別なところとかと、ウィズウェイストジャパンの車はありましたけども、その辺のところが大雑把でいいんですが、どのぐらいの費用の分け方になっているのかなということと、今後こっちはですよ、さっき農政のほうも今後どうなんだというのは、まだまだ私、そのまま置いておくんだかどうなるんだか知らないけど、下境のほうへ行ったら冷蔵庫とか何とかがまだあったところもあったので、これからも入ってくる可能性があるのかなとも思っているんですよ。

その辺のこれからの見込みですね。もうほとんど終わったよと、いや、実際これから持ってくる場所もあるのかなとかいうような話、その辺の今後の見込み、これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 国の査定終了後のそういった災害についてのお話ですけども、

国の査定につきましては、昨年の11月から12月にかけて、農業関係のものにつきましては既に済んでおります。農業関係の国の査定につきましては、追加はないということで理解はしておりますので、再度、国への問い合わせ等は可能かと思いますが、農政課のほうでそれは再度確認をさせていただきます。もし国の査定には入らないよということであれば、市の単独の補助ということになりますので、御理解をいただきたいと思っております。

そういった実例があれば、そういった所有の方々が農政課の窓口に来ていただきまして、御相談を受けたいと思っております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） 今回の災害処理に関しては、本来であれば南那須広域で可燃系等々を含めて処理したいところでしたが、余りにも災害規模が大きいこと、あと年内に処分しろという国からの指示もございましたので、早急に対応するには大手の業者を使って対応するしかないという状況がございました。

その中で、ウィズウェイストジャパンというのは南那須広域において処理を依頼している業者でございます。したがって、処理系統、また事前協議、そういったノウハウ、それから速やかな対応が可能だったことから、広域が使っている単価をほぼ利用しながら、那須烏山市、南那須広域、ウィズウェイストジャパン3者の協定による契約をさせていただいたところでございます。

契約額につきましては、塩谷広域に持っていく分と南那須広域に持っていく分と差がございます。それは距離数が違うので、そういった費用になっておりますが、塩谷広域に持っていく分の単価につきましては、トン当たり8万8,000円で結んでおります。南那須広域に持っていく分につきましては、トン当たり9万2,000円ととっているところでございます。この金額につきましては、通常、広域行政事務組合が委託している際に利用している金額と同等のレベルというふうなことで契約を結んだところでございます。

今後につきましては、今後、新たに災害ごみがあるかというところでございますが、今のところ仮置き場に収集されたものを市民に周知しまして、持ってきてほしいという周知をかけまして、2月27日をもって一旦閉鎖いたします。したがって、そのほかにさらに4月以降、工事復旧等を伴いまして、そういった災害ごみと言われているものが出てきたとすれば、それはそれで一般単独事業費を予算化してでも対応すべきかどうかは今後、内部で検討させていただきます。と思っております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 12番 洪井由放議員。

○12番（渋井由放） もう先ほどの国の災害査定が終わっちゃったよ、実は、いや、だめだったんだわというのがあるのと同時に、同じように市民の方も災害ごみで出さなくちゃならないんだと思っていてもなかなか出し切れなかったとか、私、車も運転できないんだわ、だからうちのところにあるんだよと、そういうのではこれはいけないなと思うんですよ。

できればそういう災害ごみ残っていませんかというような周知するというだけじゃなくて、例えば回覧を回すとか、例えば自治会長のところへ行ってお願いをしてくるとか、民生委員さんに確認するとか、ありとあらゆる方法でもって確認してから閉めるというような、そういうのが災害に遭った人に寄り添うという態度ではないかなと、こういうふうに思います。それは答弁は結構ですけれども、やっぱりそういうふうにやって、もう締め切ったから終わりだよというだけじゃなくて、対策をとっていただければなと思います。

あとは置き去りにされた農地災、いわゆる追加はないよという話のものですけれども、これは申しわけないんですが、地元の方もかわいそうなので、再度検討してもらえるように。当事者の方にぜひ言ってもらえるようによく言っておきますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁は結構です。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 質問を始める前に、私は一般会計補正予算書の印刷物について少々苦言を申し上げたいと思います。

この予算書を開きますと、左側のページと右側のページがつながるように印刷されていますね。ところが予算書全般にわたってずれがありまして、極めて見づらい予算書です。これ、予算書を初めに試し刷りみたいなのをするんじゃないかと思いますが、そのときに気づいたはずなんです、なぜ直さなかったのか。市議会に提案する重要な予算書でありながら、余りにもお粗末なできばえでありました。

実は前回、12月定例会の際も、提案された予算書の一部でもやはり同様なずれがあったことから、あえて苦言を呈したわけでありまして。ぜひ今度はもうちょっと見やすい予算書で提案してもらいたいと思います。

それでは、質問項目は既に全課長にわたっていると思いますので、少し早口で申し上げます。それと、質問する項目につきましては、当初予算に比較しまして大幅に減額になったもの、また、逆に大幅に増額になったもの、それと今回の予算で初めて計上されたもの、その3つに絞って私、質問申し上げます。

まず、繰越明許費、8ページなんです、ここの繰り越す理由と、一部は理由はわかったものもありますが、事業完了の時期、いつごろになるのかについてお伺いしたいと思います。

地方債の表は、これはわかりました。それにプレミアム付商品券、この件は予算書に4カ所載っていますが、後で一括まとめて質問します。

災害ごみの件はわかりました。

21ページの子どものための教育・保育給付交付金、当初で7,300万円、今回960万円ほど増額しましたね。これはなぜ増額になったのか。これは歳入ですね。

次に、22ページに農業用ため池防災補助金、新しく3,000万円あります。これは具体的にどのような計画書をつくろうとしているのか、お聞きします。

同じページに、強い農業担い手づくり交付金、これも新規事業で5,063万5,000円、大変な価格が上がっています。

次に、26ページにコミュニティ助成事業、これは多分、公民館の補助事業のように記憶しておりますが、当初600万円の歳入が今回250万円、減額になりましたね。これはなぜこれほど歳入が減ったのか。

それと、28ページの負担金、補助及び交付金、これは総務費の中なんですけど、この中の一般職員人件費とか総務管理費1,153万2,000円も、これは負担金、補助及び交付金でなぜ支出するのか。

それと、同じページに社会保障・税番号制度システム事業で、当初700万円が、今回500万円。およそ倍になっていますね。合わせて1,244万円になっているんですけど、これについて。

次に、同じページに定住促進対策費が載っていますね。これは当初280万円が今回200万円減額で、85万5,000円になっています。なぜこれほど見積もり違いがあったのか。

同じように、30ページに民間賃貸住宅の補助金、これは530万円の予算が今回130万円ほど減額になって、差し引き400万円ほどは活用できるようなんですけど、これらの状況についても伺います。

34ページに、生活保護費が載っていますね。今までの予算が2億6,900万円が、今回5,256万3,000円。20%ほど増額になりました。なぜ生活保護関係の費用が20%もふえたのか、伺います。

塵芥処理収集費、これはおおむね理解いたしました。

38ページの農業振興費なんですけど、当初666万1,000円、今回は7,625万4,000円の追加ですね。合わせますと8,291万5,000円なんですけど、大幅な増額になっています。これについて伺います。

それと、プレミアム付商品券事業なんですけど、これは歳入歳出、先ほど言ったように4カ所

ありましたね。このことについては、去年の5月28日の全協で課長から説明を受けてあります。そのときは、低所得者と子育て支援を目的に販売をするんだと。それで、2万円で額面2万5,000円の商品券を渡すことになっていきますということで、あのときの説明では、対象者は5,500人というような、そのように私、メモしてありました。ところが実際、購入したのが1,700人ですよ。これは結局、当初予算の約30%ですよ。この事業、30%なんていうのは失敗事業ではないかと私、思っていますよ。なぜこれほど売れ行きが悪かったのか、どう分析しているのか、課長、答弁をお願いしたいと思います。

あと、40ページに龍門ふるさと民芸館がありますね。これは何人の議員さんも質問しています。やはりこの事業については疑問点もあるから、そのような質問があったのではないかとと思いますが、今回1億4,675万4,000円を計上しましたが、これで全てが終わるのか。まだまだこれから補正に補正を加えて膨らむのではないかなと私は危惧しているんですが、この辺を課長はどう考えているのか。

それと、一般財源が地方債の半分はここで交付金で来る。だから実質的な一般財源は4,790万円、およそ5,000万円不足だということではありますが、那須烏山市で龍門ふるさと民芸館のためにこれほどの多額の費用を投入していいのか、私はこれは疑問に思っています。

次に、44ページに教育情報ネットワーク事業がありますね。これは当初予算で3,400万円ほどありました。9月にも270万円ほど補正しまして、今回1億1,200万円ですね。合わせますと1億4,900万円になるわけですね。これはどのような事業効果か。子供たちの頭がよくなるのかどうか、この辺のところをお伺いしたいと思います。

それと、これは同僚議員も聞いているんですが、46ページに農業施設災害復旧事業、これは当初予算から専決から全部合わせますと、10億6,516万円あるはずですよ。これ、課長にお伺いしたいのは、そのうちの補助が何カ所で事業費幾らなのか、非補助は何カ所で幾らになるのか、これをお伺いします。

同様に、48ページの公共土木施設災害復旧事業2億7,542万2,000円になると思いますが、これについても補助何カ所で幾ら、非補助何カ所で幾ら、わかりましたらお願いしたいと思います。

それと、社会教育施設災害復旧事業、先ほどの菊池課長の答弁ですと、219万3,000円の今回の補正については、公民館のエアコン工事だと、そう説明を聞いておりますが、これで間違いなかったら答弁は結構です。

一番下の市有施設災害復旧事業、レインボーハウスのこれは解体かと思うんですが、1,100万円は随分、高いような気がするんですよ。これ、何平米あるんですか。ちょっと

私、疑問を持ったものですから、お伺いします。

それと、今度は特別会計です。国保会計の15ページに、一般被保険者療養給付費が5,500万円ふえましたね。それで、その下の欄の退職者給付金、ここで5,400万円、ほぼ同じ額が減っているんです。これはなぜ項目が違うところで、片方はふえて、片方が減ったのか、この理由についてお伺いします。

それと、七合診療所と熊田診療所についてもお伺いしたいと思ったんですが、先ほどの市長の答弁で了解しました。ただ1点、私、申し上げたいんですが、熊田診療所の医師の住宅、医師は別なところへ住宅を建てたものですから、今は空き家になって、何か倉庫みたいな形にこの間行ったらなっていましたね。もうあれは取り払ってもらって、もう先生はあそこに住まないんだから、市営住宅として家賃収入を見込めないのか、これも後で検討してください。きょうは別に答弁は必要としません。

次に、介護保険で2つお伺いします。保険者機能強化推進交付金として、新たに429万2,000円、これは新しい事業ですね。これはどんな事業でこの交付金が出るのか。

次に、低所得者保険料軽減繰入金で400万円、これは当初で1,000万円ありましたから、合わせると1,463万6,000円を繰り入れることになるんですが、これはこの軽減する該当の人数ですね。私、世帯と書きましたが、世帯でなくて人数だと思います。何人で、全体の何割ぐらいがこういった低所得者として繰り入れなければならないのか。

それともう一点、これらは水道事業会計で、課長さん、お願いしたいんですが、今回、営業収益で364万4,000円ほどマイナスになっています。そこでお伺いしたいのは、台風19号による上下水道の減免をした額、これが幾らなのか、概算額でもおわかりでしたらお伺いします。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） 今の質問に関し、まちづくり課に関するものを全てまずお答えしたいと思います。

予算書の8ページ、繰越明許費でございます。塵芥処理費ということで1億200万円、繰り越しをかけておりますが、これは先ほどもちょっと答弁しましたが、瓦れきまじりの土砂が大桶運動公園に残っております。それを新年度になって速やかに撤収する費用でございます。工期につきましては、作業終了をおおむね2カ月程度、6月までにはきれいにしたいと考えております。

続きまして、予算書26ページ、27ページにかけて、上のほうの雑入で、コミュニティ助成事業助成金250万円、これがありますが、予算書の29ページもごらんになっていただき

たいと思います。同じように中ほどに企画費としてコミュニティ助成事業費マイナス250万円、計上しております。3団体ほど予定しておりましたが、1団体は不採択となったことから、その分を年度末に減額するものでございます。

続きまして、同じように28ページ、29ページの定住促進対策事業費、一番下段のマイナス200万円でございます。これにつきましては、地方創生移住支援金ということで、国の政策に伴って、各都道府県、あと各市町村において取り入れた支援金でございます。東京都23区から本市に移住して、さらに県の企業情報掲載サイトに登録された中小企業に就職した場合、その引っ越し費用として1人当たり100万円程度、最大で出ているものでございますが、結果的に2名確保してまいりましたが、執行する予定がなかったことから、200万円減額するものでございます。

続きまして、30ページ、31ページ、民間賃貸住宅家賃補助事業費でございます。これは年度末の精算に伴って、余裕金が不用額が出たことから、137万8,000円減額するものでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 総務課関連でございます。

29ページの一般職員の人件費603万2,000円、総務管理費の550万円を足して1,153万2,000円の御質問がございましたが、まず、一般職員の人件費につきましては、今回の早期退職者に係る退職手当の特別負担金、これが603万2,000円ほどありますので、その補正額でございます。

それと、総務管理費でございますが、これは先ほどの市長提案理由の中にありましたように、県交流職員の給与分、こちら分が550万円の支出となっております。ただ、市から交流で県のほうに行っている職員につきましては、27ページのほうの雑入のほうに記載しております。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） こども課関連では、21ページ下段の子どものための教育・保育給付交付金で、当初においては7,360万2,000円だったのが、今回965万円を増額する理由ということですが、こちらにつきましては、35ページの上から5番目の私立保育施設運営委託事業費1,424万5,000円と、2つ下の広域利用保育委託金、マイナス373万6,000円を対象とする県の補助金となっております。

私立保育施設運営委託事業費につきましては、市内私立特定教育・保育施設への施設型給付金等の改正による増額、及び加算認定分の増額となっております。広域利用保育委託金につき

ましては、広域入所児童の市外転出等により事業費を精査したことによる減額、これらを補助金のほうで精査いたしまして、県の補助金としましては965万円を増額補正するものです。

なお、あわせまして19ページ、中下段にあります子どものための教育・保育給付費交付金1,173万6,000円を増額補正につきましては、同じ内容で国庫補助金として精査するものです。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 健康福祉課関連の質問にお答えいたします。

まず、34ページの生活保護総務費、生活保護扶助費の増額の理由でございますが、生活保護総務費は、生活保護費国庫負担金の額の確定に伴う精算金ということでございます。生活保護扶助費の増額につきましては、生活保護扶助費の中で入院等による医療費扶助費が増額したための増額ということでございます。

続きまして、介護保険特別会計の11ページ、保険者機能強化推進交付金、これの内容でございますが、これは高齢者の自立支援、重度化予防や介護予防等の取り組みの強化を目的として交付される交付金でございます。内容といたしましては、市町村の取り組み状況に応じて交付金の額が決定するというものになってございます。

次に、低所得者保険料軽減繰入金の人数と全体の割合ということでございますが、人数は2,811人となってございまして、割合は約30%ということになってございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 皆川市民課長。

○市民課長（皆川康代） 私のほうからは、29ページにございます社会保障・税番号制度システム整備事業費についてお答えいたします。

こちらの事業費につきましては、マイナンバーカード、通知カードや個人番号カードの関連事務について、全国の市区町村が行っている事務を地方公共団体情報システム機構に委託して行ってもらっております。こちらから今回、概算の見込み額上限額というものが示されましたので、その分を増額の補正を行っているところであります。

増額の主な要因といたしましては、平成27年からこのマイナンバーカードの制度を行っておりますけれども、更新の期間というものが決められておりまして、二十歳以上の方は10年、二十歳未満の方は5年で更新を迎えるんですけれども、二十歳以上の方で電子証明等を希望している方については、5年で更新をしなければならない。その時期が今年度になっておりますので、その件数がふえると、この支払いする交付金についてもふえるというものであります。

こちらについては、歳入の19ページ、そこのところの国庫補助金の中で、社会保障・税番

号制度システム整備費補助金417万5,000円が入ってくるという見込みでございます。

次に、国民健康保険の特別会計事業勘定についてお答えいたします。

まず、保険給付費の増減についてでございますけれども、まず退職被保険者というところが減っております。こちらについては、平成26年度に廃止された事業でございます、経過措置として被保険者が65歳までになるまでこの制度が継続されております。今年3月31日に65歳を迎える方をもって、この方たちは全員が一般被保険者になりますので、その分、一般被保険者分の給付費をふやしております。

そのほかの要因といたしましては、まず被保険者数自体はとても減少しているんですね。国民健康保険は0歳から74歳までの方がいらっしゃるんですけども、0歳から69歳までの方については、今までの状況を見ますと、今までで大体400名ほど減っております。ただ70歳から74歳までの方については、年間で大体100名ほどふえておりますので、このマイナス300人減ってはいるんですけども、医療費としては70歳以上の方のかかる医療費が1人当たり大体70万円程度かかっておりますので、その分がふえるというような見込みになってございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） それでは、私のほうからは、45ページの教育情報ネットワーク整備事業についてお答えいたします。

議員のほうから御指摘あった昨年9月の補正については、これとはまた別なものでございまして、これは新たに入れたものでございます。滝口議員の御質問等でもお答えいたしました、文科省のほうからのGIGAスクール整備事業ということで、全児童生徒にタブレットを1台ずつ配布しなさいと。タブレットを有効利用するために、校内の無線LAN、10ギガと非常に大容量なんですけど、それをこれから3年間の間に整備しなさいというふうな指示が出ております。

それにあわせて、本市のほうではまずタブレットはいずれにしても、使える状況をつくるということで、校内LAN、無線LANの設備を学校に入れるということで、先ほどお答えしたような形で一番大規模な鳥小ないし鳥中の校舎を想定した予算で7校分とってございます。

タブレットにつきましては、今後メーカーその他、確認するとともに、今のところは那珂川町と共同購入できないかというようなことで、あちらの教育長と話をしております。

頭がよくなるかどうかというのは、いい結果が出るように今後、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） 私のほうからは、まず8ページの繰り越しの事業の完了時期ということで、レインボーハウスの件についてお答えいたします。

こちらについては、まず建物関係なんですが、レインボーハウスのほかに倉庫が3棟と自転車置き場含めまして274平米程度ございます。

それと、完了の時期につきましては、おおむねなんですが6月いっぱいということで考えております。

○議長（沼田邦彦） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 8ページと9ページにわたる繰越明許費の10款教育費の社会教育施設管理費110万円の繰り越しでございますが、宮原キャンプ場施設解体工事の繰り越しでございます。

台風の影響もございまして、河川管理者との協議を今、実施中ございまして、6月を目途に完了させていきたいと思っております。

下から2段目の、社会教育施設災害復旧事業費260万7,000円でございますが、南那須公民館2階研修室のエアコンの修繕でございます。

あわせて、49ページの社会教育施設災害復旧事業費の219万3,000円のうちの今の金額がエアコンの修繕でございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） それでは、私のほうからは、8ページ、9ページの繰越明許費について御説明申し上げます。

この中で5項目ございます。まず、6款の農林水産業費の地籍調査事業費、こちらは先ほど答弁したとおり、国の追加補正によりまして、中央Ⅲ地区を新たに今回、予算を計上させていただきました。ですから、これからスタートラインに立ちますので、完了は、予算格付は令和元年度ですが、実際令和2年度末ということでございます。

2段下がりまして、8款の土木費の急傾斜地崩壊対策事業費でございます。こちらは栃木県が行っている事業の負担金でございます。これに関しましても、栃木県のほうが繰り越しになりますので、私どもも自動的に繰り越しになりまして、こちらも完了年度が令和2年度末ということでございます。

その下の都市計画費の大桶運動公園施設整備費、こちらでは台風19号とは関係ない、済みません、言葉が悪いですが、台風19号と関係ないことなんですが、大桶運動公園の都市公園として、長寿命化計画に基づきまして施設の再整備の調査費でございますが、台風19号により災害ごみのストックヤードとなってしまっておりますので、こちらのほうが自動的に繰り越

しということで、こちらも国交省との河川協議等がございますので、大体、上半期を目途にやらせていただいています。

その下の清水川せせらぎ公園整備、こちらは予算を通していただきました清水川の公園の再整備を行うための調査費でございます。こちらは現在、河川管理者と協議していますので、こちらも令和2年の上半期を目途に現在、進めさせていただいています。

あと、災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業費ですが、こちらは本日、予算を通していただきまして、直ちに執行ということになりまして、令和2年度末を目途に実施したいと思えます。

あと、公共土木施設の災害の箇所の説明ということで、49ページの公共土木災害復旧事業費、こちらの箇所の内訳としまして、私どもの所管のところ単独の災害が1カ所ですね。それで、補助債、要するに国の負担のほうの適用になるのが2カ所と、合計3カ所でございます。

この予算の中には、被災直後の側溝の土砂払いとか泥の除去等、道路の倒木処理とかそういった維持作業も含まれております。ですから本工事として実施しますのは3カ所でございます。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 答弁漏れがございましたので、南那須公民館のエアコンの繰り越しの修繕は、6月末を目途に進めてまいりたいと思えます。

すみませんでした。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 8ページ、7款商工費、龍門ふるさと民芸館施設整備費につきましては、先ほども申し上げたとおり、国の補正予算を財源としますため、繰り越すものとなります。終了時期としましては、令和3年の3月中旬ごろを予定しております。

次に、21ページ、プレミアム付商品券の事業費補助金となります。こちらは先ほども申し上げたとおり、当初は5,500人の方が5冊を買って、その1,000円分を事業費補助金として国から来る予定だったんですけれども、実際は1,700人ということで、差額の1,900万円を減額するところでございます。

次のプレミアム付商品券の事務費補助金につきまして、当初、国から事務費として1,366万円が配分されたところでございますが、事務費精算により463万8,000円を減額するところでございます。

次に、26ページ、プレミアム付商品券の売買取入ということで、こちらも当初は5,500人が5冊を買って、4,000円を支払っていただけるということで計上しておりましたが、1,700人ということで、そちらを再計算した結果、7,600万円の減額という形

になります。

次に、40ページ、プレミアム付商品券の歳出のほうになりますが、こちらは9,940万1,000円の減額なんですけれども、この中の一番大きいところが、交付金としまして換金する額ですね。こちら、やはり5,500人分で見えていたものが1,700人という形で見直しました結果、交付金だけで9,500万円の減額となります。その他事務費の精算によるものの減額を合わせまして、9,940万1,000円の減額となります。

こちらの事業が成功か失敗かというところなんですけれども、那須烏山市の交付率を見ますと、約27.3%となっております。栃木県全体の平均が38.7%というところで、全体的に申請率は低かったものと思っております。そういった意味を考えると、国の施策なんですけど、失敗なのかなというところで考えております。

次に、龍門ふるさと民芸館なんですけど、これ以上、膨らまないのかというところなんですけれども、現状ではこの金額でやってまいりたいと思っておりますが、何せ東日本大震災以降、屋根のほうも応急復旧のみでやっている施設でございますので、実際に改修したときに不測の事態が出てくる可能性も否定できないことでもありますので、それらについては御了承いただければと考えております。

以上になります。

○議長（沼田邦彦） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） それでは、農政課関係の答弁をさせていただきます。

まず、8ページ、繰越明許費です。6、農林水産業の関係ですけれども、まず被災農業者支援型補助事業費6,118万6,000円でございます。こちらは、台風19号で被災いたしました農業用機械の再取得及び修繕に係るものでございますが、こちら、秋口にも購入する方が大勢おりますので、全額繰り越しということになります。

続きまして、畜産担い手育成総合整備事業費3,819万3,000円でございます。こちらは興野地区の畜産農家の事業でございます、やはり台風によりまして事業がおくれるということですので、繰り越しということになります。来年度の完了ということで見込んでおります。

続きまして、野生動物侵入防護柵整備事業費でございます。こちらは、豚コレラの感染防止を目的に防護柵を整備するものでございます。防護柵の設置まで日数がかかりますので、来年度夏ごろには終了するかと思いますので、防護柵を設置する距離にいたしまして約6.5キロほどあります。そちらの終了が大体、夏ごろにと考えております。

続きまして、農業用ため池防災減災対策推進事業費3,000万円でございます。こちらは、ため池長寿命化計画策定業務でございます。緊急点検とか対策に必要なため池が10カ所ありまして、そちらの機能の診断と機能保全計画の策定業務です。こちら、国の補正予算によりま

して前倒しの予算措置がされました。年度内の完了が困難なため、来年度に繰り越すということで、来年度内の完了を目指しております。

続きまして、団体営土地改良事業費616万円です。こちらは境堰の予算でございます。やはり台風によりまして那珂川が増水しまして、河床や護岸の形状が変わりましたため、改めて測量設計、河川協議がやり直しになりますので、年度内の完了が困難なために来年度繰り越しです。やはり来年度内の完了を計画しております。

続いて、農業基盤整備促進事業費121万6,000円でございます。こちらは災害前に修繕が決定していたポンプでございます。下江川の揚水機のポンプの修繕です。こちら、やはりこの災害によりまして、ポンプの部品の交換が間に合わないということですので、繰り越しをいたします。来年度内の終了を見越しております。

続いて、芳賀台地土地改良推進事業費118万円でございます。こちらは芳賀台地土地改良区で管理をいたします揚水機場内のポンプでございます。やはり災害の影響によりまして、ポンプの資材の調達に間に合わないために、年度内の完了ができないということで繰り越しになります。やはり来年度内の完了を見越しております。

続いて、農地・農業用施設災害復旧事業費10億円でございます。こちらは台風19号の災害復旧事業でございます。やはり資材調達等、不確定要素が多いため、年度内の完了が困難ということで繰り越しをさせていただきます。

続きまして、22ページから23ページ、農業用ため池防災補助金のところです。こちら、先ほどの繰り越しの内容と重複いたしますけれども、国の補正予算で予算が前倒しで措置されております。市内のため池10カ所の機能診断と機能保全の計画を進めるものに対する補助金で、歳入でございます。

続いて、強い農業担い手づくり総合支援交付金5,063万5,000円でございます。こちら、やはり重複しますが、台風で被災しました農業用機械の再取得及び修繕に係る交付金でございます。対象となる機械が、税の申告の減価償却計算書に記載されている機械ということになります。計算書のほうに記載されていない場合は国庫補助のみという事業でございます。

続きまして、38ページ、39ページ、農業振興費7,625万4,000円でございます。増額が多額なものですので、こちらは補助金の増額でございます。その主なもののみお話しさせていただきます。

補助金が7,639万9,000円でございますが、その中で、被災農業者支援型補助事業というのが6,118万6,000円でございます。こちらは、先ほどの歳入の際、お話しさせていただきましたものと重複いたしますが、やはり台風で被災しました農業用機械の再取得及び修繕に係るものがございます。こちら、31軒の農家から115台の機械の再取得及び修繕の申

請が来ております。

最後になります。46ページ、47ページ、農地・農業用施設災害復旧事業費4億8,716万円でございます。御質問の中に補助面積はどれくらいかということでしたけれども、我々のほうで今、把握している面積ですけれども、国の災害査定を受けた面積、約165ヘクタールを補助対象と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） 答弁漏れがありましたので、お答えいたします。

8ページ、9ページの情報教育ネットワーク整備事業の、こちらの完了時期についてですが、先ほど説明でも申し上げましたとおり、詳細設計とか学校ごとの仕様とか詳細な設計の部分や工事の実施時期、それからこちらの事業については全国的に、全県的に令和元年度の補正または令和2年度の予算で、令和2年度内にというふうな国のほうの指針といいますか指示もありますことから、読めない部分が多数ございます。そういったことから、令和2年度内ということで完了の目標ということで進めてまいりたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤光明） 台風19号で被災を受けました方に水道料金の減免を行いました。12月検針分で46件、2月検針分で12件、合わせまして58件の減免を実施いたしました。

金額につきましては、20立米までのメーターにつきましては5立米の減免、20立米を超えるメーターにつきましては10立米の減免を行いまして、金額は5万6,636円となっております。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○15番（中山五男） 全部いただきましたよね。はい。

○議長（沼田邦彦） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） ありがとうございます。一通りわかりました。

プレミアム付商品券の販売なんですけど、今までもずっと那須烏山市は続けていましたね。それで、今回の状況を見ても、やはり低所得者の人は買いたくてもお金が手持ちがないから買えないんですね。だからこういうようなことを十分、考慮に入れて、これからのプレミアム事業については検討すべきではないかと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。まず、議案第9号から議案第15号までの7議案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第20 議案第9号 令和元年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 議案第10号 令和元年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第22 議案第11号 令和元年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第23 議案第12号 令和元年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第24 議案第13号 令和元年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第

3号)について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第25 議案第14号 令和元年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第26 議案第15号 令和元年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第27 議案第1号から、日程第34 議案第8号までの令和2年度那須烏山市一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、熊田診療所特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算、介護保険特別会計予算、農業集落排水事業特別会計予算、下水道事業特別会計予算、水道事業会計予算の8議案については、いずれも令和2年度当初予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第27 議案第1号 令和2年度那須烏山市一般会計予算について
 - ◎日程第28 議案第2号 令和2年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について
 - ◎日程第29 議案第3号 令和2年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について
 - ◎日程第30 議案第4号 令和2年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について
 - ◎日程第31 議案第5号 令和2年度那須烏山市介護保険特別会計予算について
 - ◎日程第32 議案第6号 令和2年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について

◎日程第33 議案第7号 令和2年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について

◎日程第34 議案第8号 令和2年度那須烏山市水道事業会計予算について

○議長（沼田邦彦） よって、議案第1号から議案第8号までの令和2年度当初予算については、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 令和2年度当初予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本市の財政状況は、高率で推移している経常収支比率や恒常的な自主財源比率の低さが懸念材料とされているものの、平成30年度決算においては将来負担比率は初めて0を達成し、また今後、庁舎整備を含む公共施設の再編に向けて、地方債残高は過去最小値に、基金残高は過去最高値になり、私が進めてまいりました「厳しい財政状況の立て直し」の成果が着実にあらわれているものと考えております。

本市は、昨年10月の台風19号による甚大な被害に見舞われ、農地をはじめ各公共施設の復旧、災害廃棄物の処分など、17億円を超える補正予算を編成し、現在も全市を挙げて復旧・復興に取り組んでいるところでありますが、先ほど申しました財政状況につきましては、でき得る限り補助金などの財源確保に努め、さらには有利な市債の活用により、引き続き財政の健全化を維持しているものと考えております。

さて、議案第1号 令和2年度那須烏山市一般会計予算ではありますが、歳入では、普通交付税における合併算定替の縮減開始から最終の5年目となり、財源の確保が厳しい状況に変わりはありません。

歳出では、少子高齢化の影響による扶助費の増加に歯どめがかからず、加えて老朽化が著しい公共施設の長寿命化、再編・統廃合など、財政負担が増していく中で、一層厳しい財政運営が想定されています。

このような中、令和2年度は、第2次総合計画の3年目として、計画の基本理念である「みんなの知恵と協働によるひかり輝くまちづくり」を進めてまいります。また、「市民と向き合う全員参加のまちづくりの推進」、「厳しい財政状況の立て直し」、「広域的な自治体間連携の強化」を3つの大きな柱として、本市が目指すべき将来像に向けて事業展開を図るとともに、ユネスコ無形文化遺産の烏山の山あげ行事や烏山城跡、龍門の滝、JR烏山線といった地域資源を最大限に活用し、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略のスタートの年として、関係人

口の創出という新たな視点も加えつつ、着実な成果を目指してまいります。

合併後14年以上が経過し、災害からの復興、また、今なお山積する課題解決に向けて、まさに那須烏山市の正念場、大きな変革のときを迎えて、市の発展のために全精力を傾注する覚悟の年でございます。

このため、令和2年度当初予算は、引き続き「厳しい財政状況の立て直し」に向けた選択と集中の実行2年目として編成してまいりました。課題を先送りせず、見直すものは見直し、伸ばすものは伸ばすといっためり張りをつけた上で、防災・減災の強化と、市民とともに未来を描くための予算として編成しました。

さて、令和2年度一般会計の歳入歳出予算総額は、前年度比で4,000万円の増額、率にして0.4%増の109億8,000万円としました。

主な内容を申し上げます。

まず、歳入であります。

市税は、前年度比1,540万円、0.5%増とし、総額で31億2,688万9,000円としました。主な税目では、法人市民税について、法人税割額の税率が引き下げられたことから、7.9%の減額を見込みましたが、固定資産税は償却資産の伸びから3.2%増を見込みました。地方交付税は、合併算定替の縮減が5年目となり、さらなる減額が予想されるものの、令和元年度の実績を勘案し、前年度同額の41億円としました。このうち、普通交付税は36億円、特別交付税は5億円でございます。

国庫支出金は、民間小規模保育事業所整備に対する保育所等整備費交付金や、幼児教育・保育無償化に伴う子どものための教育・保育給付交付金の増額により、前年度比1億3,581万7,000円、12.8%増の12億55万円としました。

県支出金は、幼児教育・保育無償化に伴い、子どものための教育・保育給付交付金や、防災重点ため池のハザードマップ作成のための震災対策農業水利施設整備事業費補助金の増額により、前年度比4,358万4,000円、6.4%増の7億2,893万円としました。

繰入金は、財政調整基金繰入金を前年度比52.4%減の1億円としたことから、全体で前年度比9,290万円、31.3%減の2億354万6,000円としました。

市債は、引き続き防災情報システム構築に交付税措置のある有利な市債を活用し、さらには辺地対策事業債として、新たに下川井柏崎線の道路整備に着手する一方で、臨時財政対策債については、令和元年度の実績と国の地方財政計画を勘案し、前年度比5,000万円、14.3%減の3億円としたことから、全体で前年度比5,660万円、9.9%減の5億1,760万円としました。そのうち合併特例債につきましては、前年度比360万円、7.6%減の4,360万円としました。

次に、歳出であります。

議会費は、前年度予算と同程度の1億3,921万8,000円としました。

総務費は、基幹系システムリプレースの完了や、選挙費の減額により、前年度比4,977万9,000円、3.9%減の12億2,362万9,000円としました。

民生費は、民間小規模保育事業所整備に対する保育所等整備補助金や、介護保険特別会計繰出金の増額により、前年度比1億507万7,000円、3%増の36億5,768万4,000円としました。

衛生費は、水道事業会計繰出金や、南那須地区広域行政事務組合斎場費負担金の減額により、前年度比4,727万2,000円、3.6%減の12億7,115万3,000円としました。

農林水産業費は、市単独土地改良事業費の増額はあるものの、地籍調査事業費や元気な森づくり推進事業費の減額により、前年度比125万2,000円、0.4%減の3億946万8,000円としました。

商工費は、企業誘致事業費の増額はあるものの、龍門ふるさと民芸館運営費の減額により、前年度比245万7,000円、0.5%減の5億1,624万3,000円としました。

土木費は、辺地道路整備事業費や、下水道事業特別会計繰出金の増額により、前年度比9,510万3,000円、15.2%増の7億2,033万4,000円としました。

消防費は、南那須地区におけるサイレン吹鳴システム構築費の増額はあるものの、防災行政情報通信整備費の減額により、前年度比4,611万3,000円、6.6%減の6億5,706万9,000円としました。

教育費は、教育情報ネットワーク整備事業費の減額はあるものの、デジタル教科書等の購入事業費や荒川体育館解体費の増額により、前年度比1,612万1,000円、1.4%増の11億3,228万1,000円としました。

以上の結果、歳出予算の目的別構成比は、民生費33.3%、公債費12.2%、衛生費11.6%、総務費11.1%の順となりました。また、性質別構成比は、補助費等が22.8%を占め、以下、人件費19.1%、扶助費14.6%、物件費14.1%となりました。

次に、議案第2号 令和2年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算でございます。

国民健康保険は、平成27年5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成30年度から国民健康保険の財政運営主体が、市町村から都道府県に移行するという大きな制度改革がございました。今後も県が策定した栃木県国民健康保険運営方針に沿って、本市の国民健康保険の健全かつ安定的な運営に努めてまいります。

それでは、まず国民健康保険特別会計の事業勘定から御説明申し上げます。

令和2年度の歳入歳出予算総額は、前年度比1.1%増の34億8,025万7,000円です。

歳出の主なものは、市が県に納める国民健康保険事業費納付金がほぼ横ばいの9億2,512万円となり、歳出の70.4%を占める保険給付費は、1.4%増の24億5,148万6,000円です。

歳入の主な財源は、国民健康保険税、県支出金及び繰入金であり、不足分につきましては財政調整基金から8,500万円を繰り入れて財源とし、国保税率は据え置くということといたしました。

次に、診療施設勘定です。

令和2年度の歳入歳出予算総額は、境診療所の休診に伴う減少により、前年度と比較して24.6%、金額にして1,610万円減の4,942万円です。

歳出の主な内容は、総務費が予算総額の80.6%を占める3,983万4,000円、次いで医業費が854万1,000円です。なお歳入の主な財源は診療収入ですが、不足分につきましては診療所運営基金から100万円を繰り入れました。

次に議案第3号 令和2年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算です。

熊田診療所特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比3.1%減の4,760万円です。

歳出の主な内容は、総務費が71.7%を占め、続いて医業費が27.5%です。主な財源は診療収入及びへき地診療所補助金で、不足財源は、運営基金からの繰り入れと一般会計繰入金をもって措置しました。

次に、議案第4号 令和2年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算です。

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比約5.5%増の3億6,959万3,000円です。

歳出の主な内容は、保険料等の広域連合納付金が90.9%を占め、次いで健康診査事業が8.0%となっています。

主な財源は、後期高齢者医療保険料と一般会計繰入金ですが、このうち後期高齢者医療保険料が全体の68.1%を占める2億5,166万9,000円で、前年度比7.6%の増です。これは、後期高齢者医療制度の開始以来、被保険者に対して保険料が軽減されていた特例措置が平成29年度から段階的に廃止されたことによるものです。

繰入金は、国民健康保険と同様に、低所得者や被用者保険の被扶養者に対して減額した保険料額を補填するため、県及び市が負担する保険基盤安定繰入金を8,411万4,000円、事務費繰入金を1,218万9,000円を計上しております。なお、令和2年度は後期高齢者医療保険料率の改正年度ですが、据え置きとなっております。

次に、議案第5号 令和2年度那須烏山市介護保険特別会計予算でございます。

介護保険特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比1,669万4,000円、0.6%増の27億6,496万3,000円であります。

歳入につきましては、介護保険給付費や地域支援事業費の財源として、第1号被保険者介護保険料をはじめ国・県支出金、支払基金、一般会計繰入金が主なものであります。

歳出につきましては、介護保険給付費や地域支援事業費などがあります。令和2年度は那須烏山市高齢者福祉計画第7期介護保険事業計画の最終年となります。引き続き介護給付費の適正化に努めるとともに、地域包括ケアシステムの考え方を核とした「住みなれた地域で安心して暮らせる体制づくり」を基本とし、介護予防・日常生活支援総合事業や地域共生社会の考え方を踏まえ、地域住民が助け合い、支え合う、思いやりのあるまちづくりを推進してまいります。

また、地域包括ケアシステムのさらなる充実・強化を図るため、烏山地区、南那須地区に地域包括支援センターを設置し、その高齢者が取り巻く環境に対し、きめ細かな相談業務に応じるとともに、認知症初期集中支援チームを継続的に活用し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援を進めてまいります。

さらに、「地域で支え合う支援体制づくり」を進めるため、社会福祉協議会内に設置した生活支援コーディネーターの活用、南那須医師会との連携による在宅医療・介護連携推進事業を実施するとともに、高齢化社会にかかわる問題に広く対応するため、関係機関で構成する協議体により、地域の実情に応じた多様な生活支援・介護予防サービス提供の体制づくりを進めてまいります。

次に議案第6号 令和2年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算でございます。

令和2年度の歳入歳出予算総額は、前年度比160万円、2.7%増の6,170万円であります。

歳出の主な内容は、水処理センター等施設の維持管理費及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。また、公営企業会計移行支援業務委託は、2年を要するため債務負担行為を設定しております。

財源につきましては、事業加入金、使用料、一般会計繰入金及び市債等をもって措置いたしました。

興野地区の農業集落排水事業は、平成12年の1月の供用開始以来、施設の維持管理及び水洗化率の向上に取り組んでおり、平成31年3月末の水洗化率は87.6%、年間汚水処理量は9万9,000立方メートルであります。

次に、議案第7号 令和2年度那須烏山市下水道事業特別会計予算でございます。

令和2年度の歳入歳出予算総額は、前年度比6,700万円、21.3%増の3億8,100万円であります。

歳出の主な内容は、水処理センター等の維持管理費、管渠工事及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。また、農業集落排水事業と同様に、公営企業会計移行支援業務委託を計上しており、2年を要するため債務負担行為を設定しております。財源は受益者負担金、下水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金、及び市債等であります。

公共下水道の烏山中央処理区は、平成15年3月に供用を開始し、平成31年3月末の整備面積は約119.8ヘクタールで、水洗化率は37.4%、年間汚水処理量は15万9,000立方メートルであります。

また、特定環境保全公共下水道の南那須処理区は、平成10年3月に供用開始し、全体計画区域63.8ヘクタール全ての整備が完了しており、水洗化率は90.3%で、年間汚水処理量は17万立方メートルであります。

引き続き、水処理施設の良い維持管理と水洗化率の向上に努めてまいり所存であります。

最後に、議案第8号 令和2年度那須烏山市水道事業会計予算でございます。

水道事業は、市民生活を支える重要な公共インフラでありますことから、災害等に対する備えに十分配慮しながら、良質で安全な水道水を安定的に供給することにより、多くの市民から信頼される水道事業経営を推進してまいります。

また、事業経営におきましては、収納率の向上、業務の効率化など、なお一層の企業努力を重ねるとともに、利用者の利便性とサービス向上に努め、公衆衛生の維持と水の安定供給のため施設の管理や整備等に努めてまいります。

令和2年度当初予算の業務の概要は、給水戸数1万199戸、年間給水量253万7,016立方メートル、1日平均給水量6,951立方メートルであります。

主な建設改良事業費は、城東浄水場及び境浄水場の浸水対策、田野倉地内の配水管布設替工事等で、6,495万4,000円あります。

主な災害復旧事業費は、城東浄水場、境浄水場、境東取水場の復旧工事等で3億3,238万4,000円あります。

水道事業収益の主なものは、水道料金、他会計補助金等で、6億4,207万円あります。

水道事業費用の主なものは、水道維持管理費、人件費、減価償却費、支払利息等で、5億4,803万円あります。

投資的経費である資本的収入の主なものは、国庫補助金、他会計出資金等で2億5,641万3,000円あります。

資本的支出の主なものは、建設改良費、企業債償還金で、6億2,726万円あります。

以上、議案第1号から議案第8号まで一括して提案理由の説明を申し上げました。何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。質疑については、議会運営委員会の決定に基づく日程のとおり、3月3日火曜日に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、令和2年度当初予算の質疑については、3月3日火曜日に行うことといたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議はあす午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでございました。

〔午後 6時18分散会〕